

第 19 回 甲賀市自治基本条例策定委員会 次第

日時:平成 27 年(2015 年)1 月 26 日(月)

14 時 00 分から 16 時 00 分まで

場所:サントピア水口 教養文化室

1 開 会

2 第 18 回会議録の確認について

3 市民の声を聴く会の報告について

4 今後のスケジュール

・作業委員会の開催 月 日() 場所:

:~ :

・第20回 平成27年2月18日(水) 場所:サントピア水口 教養文化室


14:00~16:00

・3月中旬 市長へ骨子案(提言書)の提出

5 閉 会

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。



あふれる愛に
あなたも仲間
いろどる山河と
生きいき文化
こぼれる笑顔に
応える安心
うみだす活力
受けつぐ伝統
かがやく未来に
鹿深の夢を

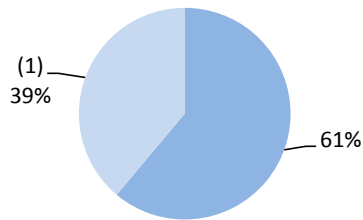
《自治基本条例》市民の声を聴く会 参加者数

地域	開催日	場所	男	女	合計	委員
市民団体向け	12月1日	サントピア水口	7	0	7	9
信楽学区	12月4日	信楽開発センター	12	2	14	7
鮎河学区	12月10日	鮎河公民館	12	1	13	6
大野学区	12月11日	大野公民館	5	0	5	6
水口・綾野・岩上	12月12日	碧水ホール	31	5	36	6
土山学区	12月12日	土山開発センター	7	1	8	5
朝宮学区	12月12日	朝宮コミュニティセンター	16	3	19	6
柏木学区	12月13日	柏木公民館	10	0	10	7
甲賀地域	12月13日	かふか生涯学習館	9	4	13	6
多羅尾学区	12月15日	多羅尾公民館	4	4	8	6
山内学区	12月16日	山内公民館	8	0	8	5
小原学区	12月16日	柞原会館	16	2	18	5
貴生川学区	12月17日	貴生川公民館	14	1	15	7
雲井学区	1月16日	雲井地区農村活性化センター	12	3	15	5
甲南地域	1月18日	忍の里プララ	34	8	42	7
伴谷学区	1月20日	水口交流センター	23	1	24	8
合計			220	35	255	101

「あなたの意見をおきかせ下さい。」集計表 (H27.1.22現在)

① 条例の名称について

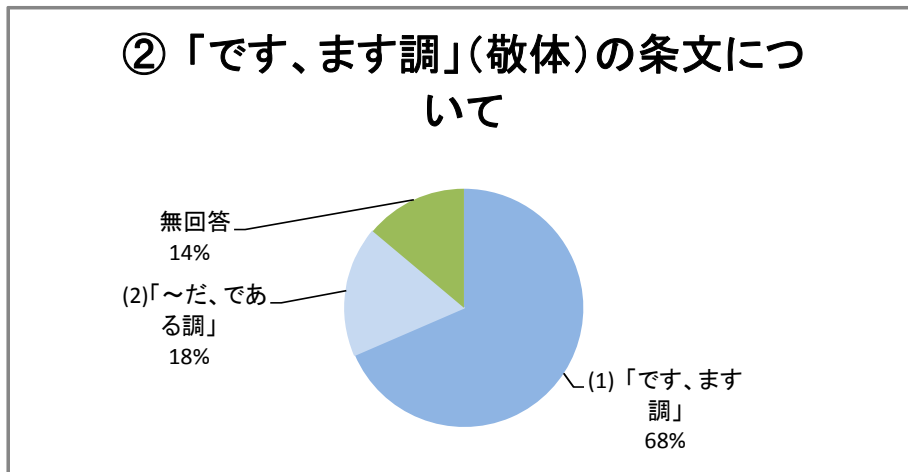
① 条例の名称について、ご提案があればご記入願います。



	回答数	構成比
記述有り	66	61.1%
無回答	42	38.9%
計	108	100.0%

甲賀市自治基本条例	15
甲賀市市民自治基本条例	1
甲賀市住民自治基本条例	1
甲賀市まちづくり自治基本条例	1
甲賀市まちづくり条例	13
甲賀市まちづくり基本条例	8
甲賀市のまちづくり条例	1
甲賀市民まちづくり基本条例	1
甲賀市住民まちづくり自治基本条例	1
甲賀市基本条例	2
甲賀市条例	1
甲賀市住みやすいまちづくり基本条例	1
甲賀市住みよさと活気あふれるまちづくり条例	1
甲賀市協働まちづくり条例	1
甲賀市協働のまちづくり基本条例	2
甲賀市市民協働自治振興条例	1
甲賀市あいこうか自治基本条例	1
甲賀市ふれあい、たすけあい条例	1
甲賀市みんなのまちづくり条例	1
甲賀元気なまちづくり基本条例	1
甲賀市の元気なまちづくり条例	1
甲賀市みちしるべ条例	1
甲賀市きずな基本条例	1
あいこうか基本条例	1
あいこうかまちづくり基本条例	1
あなたのまちの自治基本条例	1
明日の甲賀市をつくるまちづくり条例	1
こうか(甲賀)ふるさと条例	1
ゆめのあるまちづくり自治基本条例	1
”理想郷こうか”のまちづくり条例	1
まちづくり条例	1

② 「です、ます調」(敬体)の条文について



	回答数	構成比
ア. 「です、ます調」	74	68.5%
イ. 「～だ、である調」	19	17.6%
無回答	15	13.9%
計	108	100.0%

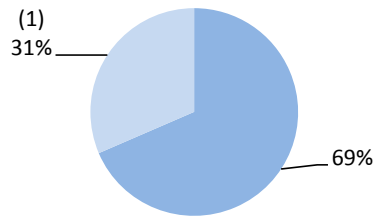
ア. 「です、ます調」を選んだ理由
敬体とした方がふさわしい。
理念条例のため。
「～だ、である調」だと命令的になるのでは。
市民の自主性が表現されている。
やさしい表現の方がいい。
常体文では命令調に聞こえる。
市民が作る条例らしさを感じるため
やさしい印象を受けることができる。
これまでのスタイルにこだわらない手づくり感がある。
市民主体としてのソフトな感じで良いのでは。(市民に親しみやすい)
市民に受け取りやすい。
市民に親しみを与えられる。やさしい。
近づける、敬体の方が。
上から目線ではなく市民が築いていくものだと思います。
わかりやすく、親しみやすいため。
市民・住民に受け入れやすい。
です、ます調の方がやわらかく感じる。
平易な方が良い。
和やかに読み取れるから。
聞こえがいい。
常体は堅く、上から目線という感じがするのに対し、敬体は人権尊重のイメージが表れている。
法学的言葉を避けて柔和に。
自然のように思います。
誰もがなじみやすい。
分かりやすいため。
やさしい。
やさしい、ソフトな感じの方が良いと思うから。
わかりやすい。
命令口調はダメ。
読みやすい、聞きやすい。
わかりやすい。
広く市民や市を形成する人たちが共有するものであると考えるため。
なじみやすい。上からの条例でなく、市民の条例としての意識がもてる。
常体の表現では命令調であり、押し付け感があるのでよくないと思います。
やさしい感じがする。
市民参加の条例にふさわしい。

やわらかい言葉づかいの方が親しみやすい。
話ことばとしてわかりやすい。
やわらかい表現で親しみやすいから。
やさしい感じがする。
今後、若い人たちにも読みやすくわかりやすいものが良いと思う。
市民目線である。
親しみやすい、やわらかい表現がよい。
やわらかい感じがする。
身近な感じがする。
ちょうどよい。
条例を身近に感じる。
聞きやすい。

イ。「～だ、である調」を選んだ理由
国レベルで言えば法律にあたるものなので、常体がよいと考える
理解しやすい。
敬体の必要性がないと思う。
他の条例から見て。
最重要事項に関してははっきりと語尾を常体とした方がよい。
条例なので「である調」がふさわしいのではないか。
市民の皆さまの声を反映していただいたものであればよいと思いますが。頭が固いせいか、常体の方がすっきりした形であるように感じます。
協調性の問題です。反感はあると思うが、言い切る方がよいと思われる。
短文で簡潔になる。
ふさわしい言葉であると思う。
やさしく話しかけるような文章。

③ その他ご意見等

③ その他ご意見等あれば自由にお書きください。



	回答数	構成比
記述有り	74	68.5%
無回答	34	31.5%
計	108	100.0%

誰もが安心して暮らせるまちづくり条例を切に希望します。
条例というよりは、市民憲章の中に組み入れた方が良いと思います。条例の定義をなしていないと思います。
まちづくりの理念をうたうことに集約すべきであるとする。
①資料として条例策定までのものが欲しい。条例骨子素案だけでなく、プレゼンに使われた資料が必要で、なぜ添付しないのか。 ②前文の「日本国民たる甲賀市民として・・・」と5. 定義の「市民」市内に居住する人、市内に・・・とあり、外国人も含むことになるので整合性がとれないのではないのか。
第1章2①で人権を使わずに差別している事に疑問を感じる。 第2章6②障がいの有無を明記しながら、障がい児・障がい者を再度標記するのはなぜか。骨子として、特に行政運営・行政評価があるが、手法の一つまで記載する必要があるのか。
条例等を活字で見ると方法は。
何回も会議を重ねていただき、ご苦労様でした。
高齢者に関係する条例は必要ないのか。災害に関する条文は必要と思う。
28の財産管理で、公有財産については適正管理することが述べられていますが、地縁団体財産や私財産等他の財産の管理者も適正管理することも、うたっていただくことが必要と思います。（理由）土地に対するトラブルが多く発注しています。公平、公正に土地の管理判断をしていただくことが、市民に課せられたものと思われま。
11. 安心・安全のまちづくりで、甲賀市が取り組んでいる「セーフコミュニティ」について、項目を追加してほしい。 人権尊重のまちづくりに記載してほしい。
第2章8で「子ども」についてのみふれているが、子育て年代を含めて若年層が住みよい、住みたいまちづくりが本当に不可欠であると思います。この点が欠けていると思うので、再考してほしいと思います。（子どものみが異常に取り扱われているように思う）
条例骨子素案ご検討ありがとうございます。たたき台とした市、自治体はどこですか。県内の〇〇市とか、先進的取り組みの自治体ですか。

<p>まちづくりの担い手は市民であり、市民がどうあるべきかを表現する条例ですが、中盤から市長等が登場し、終盤は市長等がどうあるべきかの条文となっています。必要なことが書かれていますが、市民自らがまちづくりに関わる条例であれば、後半部分はこの条例に本当に必要かもっと違う表現にできないかと感じました。</p>
<p>第2章6の2の条項、「性・年齢・障がいの有無にかかわらず」⇒「日本国憲法第14条」の主旨をふまえ、また、人権問題の課題解決に向けての個別的視点からのアプローチとしても17項目が挙げられていますので、「性・年齢・障がいの有無、社会的身分または門地等にかかわらず～」に明記していただきたい。</p>
<p>第4章18の3 「必要な支援を行います。」を「積極的に行います」または「積極的な支援を行います。」に。第5章23「市民にわかりやすく公正に提供」を「市民にわかりやすく情報を公正に」。第4章21何故この条例にこの条項が必要なのかわかりません。</p>
<p>まちづくりの姿は個人、地区等での違いをどうするか。条例ルールだけでは。</p>
<p>市民が活動する場は区・自治会であり、各区・自治会での決め事を十分把握し、現状実態にそったものにしてもらいたい。市民全員が賛同するような区・自治会の場でも説明する場を設定するよう進めてください。</p>
<p>この条例策定に取り組まれたことを先ず評価させていただきたい。・議論のなかにも出ていましたが、各項目についての内容を理解する上で、また時間の経過とともに解釈が大きく変わることがないよう、骨子が曲がらない範囲の解釈はどうしても欲しいと考えます。</p>
<p>区、自治会の仕組み、自治振興会の仕組み・制度がなぜ必要なのか。具体的にわかりやすく。</p>
<p>逐条解説（具体的表現）の文章には十分検討の上で定めること。・付則や施行規則等は作成しないこと。</p>
<p>市民の声を聴く機会が少なかったと思います。今一度このような機会をつくってください。甲賀市の良さを知る機会がなかった。情報の提供をもっと充実してほしいです。</p>
<p>これまでの3年間のまちづくりからの課題を解決するような仕組みを入れてほしい。（自治振興会と区・自治会の関係性）</p>
<p>松下圭一氏の思想が根底にあり、恐ろしい考え方である。制定させてはならない。</p>
<p>今までの個々の条例でしっかりと行政ができているシステムであると思います。なぜ、今日この自治基本条例がこの甲賀市に必要なのか。必要ないと思う。特に住民投票は危険だと思う。</p>
<p>甲賀市の自治を考える貴重な機会でした。合併10年の検証から入っていく方がよいと思いました。</p>
<p>次の世代を担う「子ども」「青少年」についてもう少し書かれても良いと思います。</p>
<p>近年、稲作のかわりに野菜等ハウス栽培が行われています。田の近くに住んでおられる人たちは牛ふん等をそのまま放置しておられるためにおいやはえに悩まされています。環境面からの対策で牛ふん等にシート等をかぶせ、におわないように措置をお願いしたく、各個人では知っている人なので言いにくい条例で制定していただきたく切に願います。洗濯物等が気になります。</p>

<p>高齢者への基本原則がなかった。各年齢層のまちづくりの役割が見えてこない。</p>
<p>6の②で性・年齢・障がいの有無等とあるが、そこに国籍も含めなくていいのか。この基本条例はあくまで理念であるのか、それともこの基本条例をもとに責任まで問えるものかどうか。また、この基本条例をもとに各条例の問題を問えるものかどうか。責任まで問えるのなら、もっと明確に書かなければならないものもあるのではないか。上記の責任について、郷土愛等、個人の思想・信条に関わるものについて個人責任が問われるようなことはないか。地域の特性については条文にもりこむべきだと思う。</p>
<p>非常に曖昧で具体性に欠け、住民にわかりにくのではないかと思います。この内容では条例をつくる必要がないかと思います。</p>
<p>もらった資料だけではそもそも経緯がわからない。条例を作るなら山内の実情をふまえたものにしないと意味がない。</p>
<p>他の人の意見にもあったが、環境に関する項目も必要では。</p>
<p>条例をつくる意味がわからない。なぜ必要なのか。市は市民の生命と財産を守るのが大事であるのに区に押し付けるのはおかしい。広域と過疎化が進むのに何一つ具体的な提案がない。</p>
<p>日本国民を限定しては外国人もいるのにどうするのか。福祉について、この後在宅介護等のシステムも必要になるのにふれていない。</p>
<p>前文の「日本国民たる」を削除願います。定義の①にも②にも整合しません。外国籍住民を排除するもので人権問題です。</p>
<p>適当な体裁や業務的でなく、心底から高い理想と強い意志を持って実現してほしいと思います。</p>
<p>第2章6市民の権利②の2行目、2行目の「障がい児・障がい者も含め」は、1行目に「障がいの有無等にかかわらず」とあるので不要ではないか。</p>
<p>従来からある区・自治会と自治振興会との関係・役割・位置づけが、今回の基本条例で明確にされると期待していたが、現（案）条文ではそのあたりがまだ不明瞭な感じがする。・地方自治法で総合計画の策定をなくす改訂が行われたが、その理由を知りたい。（甲賀市が策定する計画の参考になる情報が潜んでいるかもしれない）</p>
<p>国の法体系は憲法→基本法→個別法という構造です。上位法に沿って下位の個別法（条例）が規定されています。市民＝国民ですので憲法に明文化されている文言の重複は必要ないと思われます。地域住民が地域の暮らしに輝きのある活気あるモチベーションを高める「みちしるべ」となる条例を望みます。</p>
<p>自治振興会は「広域的な地域課題の解決を図りながら住みよい地域社会をつくりまします」と書いてありますが、祭り等はされているものの、その他いったい地域の課題をどのように解決しようとしているのかわかりません。</p>

<p>自治基本条例の策定で最も大切なのは、策定にできるだけ多くの市民が参加することです。本日の会も参加者が少なくさびしい。市民は興味がないのではないか。この条例に関しては、興味がないから放っておけばよいものではないと思う。条例を作ることが目的ではなく、「市民との対話、参加」が目的であり、そのための時間。労力を惜しむべきではないと思う。結果として、条例策定まで至らずとも、多くの市民にまちづくりへ関心を呼び起こすことができるものならば、それだけで成功である。6. 市民の権利で「～障がいの有無等」の後に再度、「～障がい児、障がい者も含め～」と記載されているのはなぜか。「障がい」は多様性のなかのひとつであり、ことさら強調する必要はないのではないか。15. 議会、議員の役割と責務で議会基本条例は別にあるのか。議会も自治の担い手のひとつであり、自治基本条例に結合すべきではないか。26. 総合計画で、議会の議決を経ても市民参加がなければ意味がない。議会は市民の代表であるが、市民そのものではない。市長等は「市民参加により計画を策定し」を追加すべき。魂の入った条例となるよう今後ともがんばってください。</p>
<p>31. 条例の見直しを検討するのは”市長等”だけで良いか。</p>
<p>17. 区・自治会についてですが、市長等の支援はないのですか。 18. 自治振興会では必要な支援を行います。20. 「市民活動では積極的な支援に努めます」とあります。自治振興会等規則の区活動交付金で、区・自治会に支援するよう定められていますが、この自治基本条例で市長等が支援することを定め、いや、支援しなければならないまで定めていただきたいのですが、支援の方法は自治振興会を通してでよいのでしょうか。基本的に支援することを明示すべきではないでしょうか。このことが議論されていないようにも思います。</p>
<p>当然、今までにあった条例だと思っていた。今回の市民の声を聴く会については、不都合か否か、また、新しい意見を聴く場と思っていたのでがっかりした。</p>
<p>条例のためやむを得ないと思われるが、抽象的な表現が多く、全体的にぼやけたようになっている。</p>
<p>現在までの各役割と条例とされた。今さらという感じです。</p>
<p>条例骨子素案の文中に市長等のことばが長すぎ。主体性に欠けるので整理してください。（骨子の主体性を！）</p>
<p>役員も人選が必要だと感じました。</p>
<p>住民が自由に発言できるような「市民の声を聴く会」も必要かと。住民が理解するには条例の内容が難しい。もう少しわかりやすい表現でお願いしたいです。</p>

<p>市長は現状の市政に不満もしくは不備があると考えているのか。それとも、市民等のアドバイスから発案されたのか。市長自らが委員長を選出し依頼したのか、又は、市民等のアドバイスがあり依頼したのか。一市民としては、市の運営に関して現在まで大きな問題はなかったかと思えます。我々有権者が選んだ市長、議員の方々は期待に応えた立派な市政を運営してこられました。新たに3項、4項のように基本となる趣旨の「甲賀市自治基本条例」は必要ないと考えます。前文の「日本国民たる甲賀市民」が入っている事には賛成ですが、文章としては、しっかりこない様な気がします。5項の定義に関して、日本国民と（日本国籍）と外国人の区分が明記されていない事に不安を感じます。生活の中で、外国人を排除するような生活をしておられる市民の方は皆無かと思えます。また、行政においても法律に反しない範囲で差別することなく十分な対応を行っていると考えますが、祖代々よりこの地を守り、又、今後この地で暮らしていく覚悟がある日本人と外国人とは、やはり文言のなかで区分が必要かと思えます。21項の住民投票に関しては、必要ないと考えます。地方自治法第74条で直接請求としての記載があります。これで、十分かと思えます。リコールは有権者の1/3の連署が必要ですが、条例制定、改廃は有権者の1/50とハードルは高くないと、これで十分だと思えます。また、市政に関する「重要事項」は、たとえ住民投票の結果に拘束力は無いとしても、浮動票のような我々一般市民の声ではなく、将来の甲賀市を見据えた事案を熟考でき、また、それが務めの我々が選んだ市長、議員の方々に今まで正しい判断、対応が出来ており、今後もできると考えます。「別に条例を定めることによって」と記載されていますが、このような曖昧な文章が入っていることに大きな不安を感じます。結論として、自治基本条例は甲賀市には必要ないと考えます。万が一、骨子素案を市長へ提言される折は、21項の住民投票は削除していただきたい。</p>
<p>自治振興会の役割。区・自治会では少子高齢化の流れの中で担い手が不足し、対応に苦慮している。広域的に課題解決を図る自治振興会の位置づけを明確化し、区・自治会との住み分けをお願いしたい。区・自治会における女性の発言できる場、活躍の場が広がるような内容を望む。</p>
<p>人それぞれの考え方があり、大変なことと思えます。それぞれを納得させることは難しいことです。作成前に大いに議論することは良いことだと思います。頑張ってください。</p>
<p>前文の最初の4行の甲賀地域の全体像の中に花崗岩地帯で高原である植生や産業の意味合いが加わればと思います。</p>
<p>19. 協働によるまちづくりについて、「市民・議会及び市長等は、相互に信頼関係を築き、協働して差別のないまち、活力のあるまち・福祉のいきとどいたまちづくりに努めます」とし、まちづくりについて、めざすまちの姿を補足されたい。</p>
<p>日本国憲法、と地方自治法に書いてあることがあえて理念条例として市独自で作る必要はない。</p>
<p>これまでの各町をまとめるのか。これを作ったことによって市民税が上がるのは困る。</p>
<p>今になって自治基本条例なのか、との思い。特に自治会（区）と自治振興会の関係については、3年経過してもまだ判然としないままである。（多様な地域を全て同じ枠組みでくくろうとするところに問題がある）</p>
<p>市制が施行されて、10年が経過しているのになぜ今頃か、理解できない。今まで何をもって行政を行っていたのか。</p>
<p>11. 安心安全のまちづくりについて、①の5行目、自らの安全を確保するとともに、市民の協力・連携により緊急事態に対処するよう努めるものとし、③2行目、危機管理に努めるとともに、緊急性には、これらと協働のもと、迅速かつ適切に対応するものとし、14. 企業・事業者の役割と分担、他の市民・市長等と協力とありますが、他の市民というのはどういうことを指しているのでしょうか。</p>

策定委員の皆様、ご苦労様でした。
旧町と甲賀市との関係について、合併によってその行政事務は市が継承したが、旧町各々が持っていた地域の特色はより活かす旨伝えていただいてもよかったのではないのでしょうか。24. ②は市民はお互いのプライバシーを侵害してはならない旨、まわりくどい表現をせず、ストレートに記した方がよくはないのでしょうか。
定義にある市民の中に企業・事業所を含めることに違和感をもちます。
重箱の隅をつつくような表現ばかりだった。
条例策定までの流れ、今のままではタウンミーティング、パブリックコメントで意見が出しにくいように感じました。この条例が市民生活にどのように影響されるのか具体的に説明された方がよいと思いました。条例の見直し方法についても、具体的に示された方がわかりやすいかと。
軽いものでない。
区・自治会と自治振興会の役割明確。
骨子案に対する意見、感想の機会を設けられた事は大変良かったと思います。
2. ①尊重できる差別のないまち⇒尊重される。憲法第13, 14条では「される」と規定している。6. ②のなかで外国人のことも触れるべきでは。憲法第14条 10多文化共生を唱える上で不可欠である。
16. ①に「公平・誠実かつ効率的に職務を遂行し・・・」とあるが、現実には要望書でお願いした件について、中間報告等（見送り・先送りなどの連絡）がなく、こちらから問い合わせないと状況がわからない。この点を改善してもらいたい。
伴谷地域が住みよい、生活がしやすい、まちづくりを実現するには、手続きや仕組みづくり、手法、方法ができていないという意見がない。住みよいまちをつくる（地域）のは誰がその地域を進めるのですか。甲賀市のまちづくりの進め方（実現の仕方）がわかりにくい。
8. の子どもはいらぬ。削除。
大変ご苦労様です。
理想的な基本原則はOKです。
11. 安全・安心のまちづくり③「～に努めなければなりません。また、緊急時には・・・なりません」の文末の表現がおかしいと思う。

A. 当日お答えに済んだもの

B. この場で"みんな"対応を検討したもの

C. 表現などについて作業委員会へ対応案を検討したもの

D. ご意見としては承るか { 既に委員会でも議論済 } 対応困難なもの
委員会としては原案のままに行うこととしたもの

E. 事実関係の調査が必要なもの

市民の声を聴く会において市民から寄せられた意見・感想(平成27年1月22日現在)

◆0. 前文

No.	意見・感想	市民の声を聴く会当日の対応	骨子素案への反映等の対応
1	「前文」の「理想郷を実現していく」を「理想郷を目指して」に変えたほうがよい。(理想郷は現実に存在しないものであるため、それを実現すると表現するのはおかしい。)まちづくりは、理想を求めるものではなく、現実を直視しながら進めていくものだと思う。		C
2	「地域学」(体系的に地域を見直すこと)という言葉を入れ、「自治振興会と区・自治会の生活圏域におけるまちづくり」を押し出したほうがよい。		(D)C
3	市民の定義に外国人も含まれていると思うが、前文で「日本国民たる甲賀市民」が制定すると書かれているのは、後から記載されている市民の定義と整合が取れていないように思うので、もう一度全体の委員会で話し合ってもらいたい。	持ち帰って協議する。	B
4	前文のところで、条文には入っていないが、水口岡山城のついでに口述があった。甲賀郡中惣とは相反するものであることから、話をすることはどうかと思う。水口岡山城はその当時、地方自治を分断する拠点としてつくられた中央集権の城である。それをまちづくりの根幹にあげるのとは間違っている。甲賀は歴史的にみれば、甲賀郡中惣という連合体の塊であることから、表現にも気をつけてほしい。	策定委員会へ報告させていただき、協議していく。	D
5	前文に「日本国民たる」とあるが、外国人も甲賀市民であるため、抜いたほうがよい。	ご意見として承る。「日本国民たる」を入れるにあたっては、多くの時間を使って熱心に議論した。「日本国民たる甲賀市民として」は「制定します」にかかる。あくまでも甲賀市在住の有権者をイメージしている。有権者が、今までからも甲賀市でまちづくりをしてきて、この条例を定めてこれからも一緒にまちづくりをやっていくという思いで話し合った。	D
6	東洋新聞の住みよさランキング2014で甲賀市は全国791自治体の37位、近畿では5位、滋賀県では草津に次いで2位であった。これは、世界中の方が見るランキングである。「日本国民たる甲賀市民として」と書いていると、日本国民でない市民でないと感じてしまう。どんな論議があり、意図があっても、第三者が見て受け取り方が実態である。そのことを理解して議論してほしい。		D
7	前文の中に「教育の大切さ」を入れてほしい。自治の歴史の中で、宮地区自治振興会が「滋賀の宮村」の復刻版を出された。命を懸けて社会教育によって村を再興したすばらしい実践がある。例えば「自治の歴史もあります。」の後に「また現代では、滋賀の宮村に見られるように、地域づくりの教育の大切さを説き、実践してきた地域もあります。」というような文言を加えれば、『甲賀市は、こんなにすばらしい歴史を持っているんだ』と市民にも伝わり、一方宮村の実践に自身を持ってそれをバックボーンとできるような文面にしてほしい。		C
8	前文に「緑と水が織りなす豊かな」とあるが、不法投棄の問題など、決して現実にはそうでない。	14人の委員と庁内22人の庁内委員が18回にわたる会議で強み・弱みを話しあいながら、文言を作った。美しい川から始まり、琵琶湖の水を飲んでいないことも甲賀市民の誇りであるのは、恵まれた自然があるからこそだと思う。いろんなジャンルについて市民目線で考えたことで31の項目ができた。今後、多くの意見をいただき全体会で検討し、市長に提案していく。	D
9	条文で理想郷とあるがなにか、市民憲章の鹿深の夢とはどんな夢か。	甲賀市民の想いを将来にわたって住みやすいまちづくりに展開していくような、まちづくりの想いが反映できるようにというものである。	A
10	前文に信楽はほかのところと自然環境が違うところがあるのでその特徴もいれてほしい		C

◆2. 目指すまちの姿

11	第1章 2. 目指すまちの姿 第1項 市民が相互の理解を深め、それぞれの個性や能力を尊重できる差別のないまちで、できるという表現について、憲法第13条では、誰も尊重されるという表現になっている。できるという表現を使われた意図は。	骨子素案は最終的なものではないため、ご意見を全体会に諮っていききたい。できるという表現をしたのは、おそらく市民が主体的、能動的な表現で書いたからと思うが、されるとなるとどうしても受動的、受け身的な表現になるため、このような表現になったと思う。	C
12	目指すまちの姿で、市民憲章の内容が含まれているのかと思うが、「かがやく未来に 鹿深の夢を」の未来とか夢という言葉を目指すまちの姿のなかに入れていただければ有難いと思う。		C

◆4. 条例の位置づけ

13	自治基本条例と他の既存条例との兼ね合いは。	まちづくりの基本条例であり、合併から10年が経ち、既存の条例との整合性についてあっていない部分があればご指摘いただき点検していきたい。	A
----	-----------------------	---	---

◆5. 定義

14	⑤の定義の表記と⑬⑭の区分けの表記が違う形で分けているのはなぜか。	委員会でしっかり話し合う。	D
15	5定義①で「市民」には「企業・事業者」も含まれているが、14としてわざわざ「企業・事業者の役割と責務」を入れた意味は？入れてなくてもいいのでは？	あえて入れなくてもいいのではないかと、というご意見として承る。法令遵守、地域環境に配慮した事業活動、社会的貢献など、人としての市民とは違うニュアンスがあるので、あえて入れた。	D
16	「第1章総則」に「5.定義」が書かれているが、その前の項目「2.目指すまちの姿」に「市民」という言葉が使われているため、定義は最初にあってもよいのではないかと、「定義」を入れる場所について考えてほしい。	いただいたご意見は、策定委員会で協議していきたい。	C
17	5番の定義では、市民は住民登録しているという意味でなく、市内の人全部という意味で受け止めたが、10番の多文化共生で外国籍の人たちの多文化と触れ合うと相対して記載されているように思える。同じ甲賀市に住んでいる人は同じ市民とした文書にできればいいと思う。	多文化共生で外国人も市民に入っているということは、意見として受けておく。策定委員からは多様性を入れようという意見があった。異なる文化を持っている方が実際に住んでおられるので、いかに認め合えるかという議論をしてきた。市民に外国人も子どもも入っていることは間違いない。行使できる権利も同じ。ただ、外国人が相対するようにとらえられるのであれば、同じ市民としてとらえられるような表現を検討する。	C
18	市長等という表現が多く出てくるが主体性はどこにあるのか？骨子の中に主体性を検討してほしい。	定義では市の関係者すべてをまとめあげており、定義5-③は教育委員会、行政委員会、副市長、職員等が入る。	A

No.	意見・感想	市民の声を聴く会当日の対応	骨子素案への反映等の対応
19	定義 3項に職員等の補助機関を含みますとあるが、職員等は補助機関という捉え方を行政的にはされるのか。そこに違和感を覚える。	あくまで市長等ということで、市長の補助機関ということ。当然職員を含むという意味で職員等の補助機関という表現をしている。	A
20	あくまで職員というのは市長の補助機関という用語の使い方が行政のなかでは慣例になっていると捉えていいのか。	補助機関という場合は、職員を含めた使い方をしているという事。あくまでも職員としての立場で仕事をされているというのではなく、市長の補助機関として職員は業務を行っているという考え方。	A
21	定義に自治振興会や区・自治会も含めてはどうか。		D

◆6. 市民の権利

22	障がい者が安心して暮らせるまちづくりのためにユニバーサルデザインやバリアフリー等の内容も盛り込んで欲しい。		C
23	市民の権利は憲法で保障されたものだと思うが、憲法だけでは不十分なものがあるのか。	憲法の趣旨にもとづいて策定している。	C
24	第2次の障がい者福祉施策、第4期の計画がある。その内容について、自治基本条例に入れてもらえるのか。	この条例は基本を示すものであり、他の条例との整合について全体会で検討する。	C
25	6市民の権利②「障がいの有無等にかかわらず」とあるのに、すぐ後にわざわざ「障がい児・障がい者も含め」を記載するのはおかしい。	ご意見として承る。ノーマライゼーションの理念のもとに強調していたが、文章的におかしいという点は承る	C
26	「障がい」という言葉は、最近は「特別支援」という表現もある。		C
27	6市民の権利②について、日本国憲法14条に「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、社会的関係において、差別されない。」とあり、この条例でいう「障害の有無等」の『等』に含まれると思う。人推協活動をする中で、個別的な視点からのアプローチということで、17のいろいろな課題があるので、この条例でも『等』でまとめるのではなく、社会的環境にかかわる部分で、「社会的身分又は門地により」という表現を含め付け加えてほしい。	文言については、策定委員会に持ち帰り、整理させていただく。行政から出す条例文書は「である。」調で硬い表現であるが、今回は「です。ます。」調のやさしい文章にしている。これは市民委員から「上から目線でなくて、市民の皆さんに親しみやすい条例、みんなが作ったみんなのための条例」ということで、骨子草案だが、このような表現となっている。	C
28	重複する表現、例えば6②で「誰もが」「障がい」が2回出てくる、「しくみ」がひらがなと漢字の記載がある、定義で「協力・連携すること」は「協働」と謳っているのに条文に「協力・連携」がいくつも使われている、等表現を見直してほしい。		
29	「6.市民の権利」に『障がいの有無』『障がい児・障がい者』が記載されており、また「8.こども」記載されているが、特別に書く必要があるのか。これらは「6.市民の権利」の『性・年齢にかかわらず』に含まれていると思う。もし、これらの言葉を入れるのであれば、外国人の記述も必要であると思う。甲賀市は県下でも3番目に外国人が多いことから、「10. 多文化共生」にも書かれているが、「6.市民の権利」の中で『性・年齢、国籍にかかわらず』と記述する方がまとまりがよいと思う。	策定委員会の中で、子ども・障がい者・外国人など何を特筆するかについて議論をした結果、今の表現となった。多文化共生という言葉についても分かりにくいという意見も聞いているので、意見については、後日行われる策定委員会でも協議していきたい。	C
30	10番の多文化共生のところ、「外国籍の方も同じ甲賀市の市民として尊重し・・・」という言葉が前半に入っていれば、少しニュアンスも変わると思った。6番何も書いていないより書いている方がいいということもわかるが、障がい者にとって日常生活で不都合なことも多いと思われる中で、あえて特化して書くということは、策定委員の思いとは反対に、書かれている方にとってそれを素直に受け入れられるのだろうかと思う。「障がい児・障がい者」とくくられることよりも「日常の生活に障がいのある・・・」という表現のほうが特別視されることが少し緩和されるように感じた。		C
31	6-②で「性・年齢・障がいの有無にかかわらず・・・」と記載されているが、あえてこの3つの項目を入れた意味を聞きたい。また、「障がい児・障がい者も含め・・・」と同じ内容で障がい者だけ再度記載しているのはなぜか。	障がい者の記載には策定委員の思いが出た部分。その思いを尊重して記載したもの。他の地域でも同じような意見があった。再度検討した上で市長に提出したい。	C
32	市民の権利 第2項のところ、性、年齢、障がいの有無等にかかわらず、とあるが、憲法第14条では人種という文言が入っていることはご承知かと思う。性、年齢、障がいの有無等にかかわらず、とあるが、ここへ国籍、或いは何らかの形で外国人の表現が必要ではないか。甲賀市に居住する外国人も市民であるはずなので、後ろの多文化共生のところも意味合いが通じてくるため、外国人或いは国籍の表現をどこかに入れる方が判りやすいのではないかと思います。	頂いたご意見は全体会に諮らせていただく。	C
33	2点目、第2章 市民の権利 第2項で、文末が権利で終わっていないが、その意図は。市民の権利ということだと、文末は第1項の権利を持っています。とか、権利を有します。という表現の方がいいのではないかと。	全体会のなかで話していきたい。	C
34	市民の権利 第1章で、障がい者の有無等にかかわらずと規定されているの後ろに尊重され、障がい児・障がい者も含めと再度書かれているのは何か理由があるのか。	市民の権利について、二度の表現については一つには強調しているということである。	C
35	市民の権利で、障がい児・障がい者の区別の必要性があるのか。「者」に含まれていると思うので、それならば、外国人などいろんなことばを入れてはどうか。また、障がいの表現の繰り返しもどうかと思う。	文言の整合性については全体会に持ち帰らせていただく。	C

◆7. 市民参加

36	基本条例作成に関して、市民参加・市民の声がまちづくりに繁栄しうるものを作成したい。	市民の声を聴いたものを、委員会で話し合い、議会にかけられ、市長に提出される。	A
37	7. 市民参加の②にある市民が決定に関わる仕組みづくりとは例えば何か。	市民参加は自分達の考え、発想でやっていくもの。イベント・ボランティア・地域のまちおこしなど自発的な発想でやっていくものに対して市長等はそれが出来やすいしくみづくりをしなければならないという考え方で条文を作っている。	A

No.	意見・感想	市民の声を聴く会当日の対応	骨子素案への反映等の対応
38	まちづくりのしくみの基になるものは自治振興会と区・自治会。7市民参加の②で「市長等は、…しくみづくりに務めます」と書かれているので市長等はしくみを作り、区・自治会や振興会が実践するとなる。自治振興会発足当時を思い出してほしいが、市長等がいかに市民の意見を聞いたか、市長等がしくみづくりに務めるのではなく、市長等はまちづくりのためのしくみづくりから市民が決定できるようにしないと、市長が言ったからしているとなってしまう。文面の中には、「市民が、自ら考え、働きかけ、決定に関われる」とは書かれているが…。		D

◆8. 子ども

39	先ほど「8の子どものみだけがあがっており、高齢者、青少年・青年などがいない。」という意見が出たが、未成年は決定権がないから項目があるのであって、高齢者は大人であり、自分で決定できるから入ってなくても大丈夫だと思う。あえて入れるのであれば「認知症や障がいなどにより自分で判断できない・意見が言えない人」という項目でいい。		B
40	子どもについて項目として挙げられた理由は。	持ち帰って全体会で検討したい。	A
41	「8.子ども」は、何歳までなのか。また、なぜ「子ども」だけの表現がされているのか「高齢者」等はないのか。	未成年者と考えている。委員会では「高齢者」や「障がい者」等の話も出ました。今いただいた疑問点についても、持ち帰り検討していきたい。	前A,後B
42	若い人が住みやすいまちづくりが必要。都会の良い面を土山にも取り入れることができれば。また、伝統文化、まつりなどを継続していくためにも若い人の力が必要である。	少子高齢化は甲賀市の中でも土山地域は特に進んでいる。子どもは大学を卒業すると戻ってこない。同じ土山の中でも地域によって特性も違い、地域に応じた対策が必要。委員会でも趣旨として出ており、「子ども」「高齢者」「障害のある方」としてルール化した。今後も趣旨を尊重した条例にしていきたい。	C
43	第2章 8の子どもの定義はどうか。	具体的には未成年(20歳未満)である。	A
44	8子どもの項目があり、未来を担う子どもはまちづくりにとって非常に大切であるが、「高齢者」「青少年・青年」など他にもあるのに、どうして子どもだけなのか。	「子ども」には青少年を含んでいる。高齢者が無いことは、意見として承る。	A
45	8番の子どもの年齢はどのように考えておられるのか。定義にもない。まちづくりに参加する子どもという甲賀市で開かれている子ども議会のように、小学校高学年から中学生とってしまう。その年代の子どもに対しての視点も大切だと思うが、そこから大人になるまでの間の高校生・大学生に対しての視点も必要だと思う。限りなく大人に近い子どもたちが市の運営などに参画できる場があるかといえば無いように思う。そのあたりはどのように考えておられるか。	子どもは未成年、20歳未満。高校生くらいの世代が参画する機会は、現状は乏しいと思うが、この条例に記載することによって、高校生の参加の機会も考えるようになり、変わっていくことを期待して記載した。例えば、甲南高校の生徒がご当地スイーツコンテストをされるなど、このまちに思いをもち、いろいろなことをしたいという高校生もいると思うので、今後その力を甲賀のまちづくりに活かしていけたらと思っている。	A
46	「子ども」だけでなく「高齢者」や「障がい者」の文面が必要だと思う。		B
47	8の子どもの項目だけは権利を保障されるという表現になっているので、子どもをまちづくりに参画させなければならないと解釈できる。	7で市民参加を記載している。次世代を担う子どももまちづくりに関わってもらおうという思いで特筆している。義務というわけではない。	A
48	子どもも市民なので7と同じ表現にするか子どもだけを特筆しなくてもいいのではないか。		D
49	市内でもひとり暮らしの高齢者が増加している。都会ではそうやって方を集めた集合住宅を整備されたりしている。	どこまで条例に表現できるか難しいが、地域のつながりは重要である。	D

◆10. 多文化共生

50	国際化推進計画に関わっているが、今後、外国人の人口が増えていくといろんな問題が出てくるので、多文化共生という言葉を使わずに、ともに新しい甲賀市の文化を創っていくまちづくりを検討されたい。		C
51	第2項に世界の人々と、とあるが、いきなり世界の人々となっているが広いようで狭められた意味合いになるのではないか。世界の文化というよりも、日本の文化もいろいろ県によって違う訳なので、ここで世界の人々の表現は削除したほうがいいのではと思う。	多文化共生について、確かにいきなり世界の人々と、と書くとそれほど通常の市民は世界の人々と日頃触れ合うという訳でもないため、違和感を感じるという事だと思う。削除した方がいいのかどうかということも含めて全体会で話していきたい。	C

◆11. 安全・安心のまちづくり

52	11. 安全・安心のまちづくり①の「市民の協力・連携により」とあるのを「相互の協力・連携により」としたほうがよい。(「市民は」が主語にあると思うので)		C
53	11. 安全・安心に関して、区長には消防団への指揮権がない。区長といえども、消防団を動かさないため、有事の際はどのような。しかも、個人情報も教えてもらえないなど、困った状態になる。自主防災組織の設置を市は促しているが、補助金のアップをお願いしたい。	自主防災組織を組織化するためには難しいことも多い。区単体で難しいところは自治振興会単位で取り組んでいるところもある。自主防災組織はネットワーク化を目的としている。役所も地域事情に応じたやり方を教示していくことが必要。お金も必要であり補助率の話もある。この骨子案を出す時にはその背景を市長に理解していただくよう委員会として伝えたい。	A
54	第1項で、自らの安全を確保したのち、というのはその通りであるが、「自らの安全を確保するとともに、市民の協力・連携により緊急事態に対応するよう努めるものとします。」とした方が文章としてはより具体的であると思う。また、第3項に市長の責務が書いており、ここだけ努めなければなりませんとなっているが、「危機管理に努めるとともに、緊急時にはこれらと協働のもと、迅速かつ適切に対応するものとします。」という表現にしたほうが全体の文章としてはいいのでは。という思いをもっている。	全体会で話させていただくが、原案の考え方は災害が発生した時には、まず自らが安全を確保するということが大事だと。その後、市民の協力・連携により他の人に対して救助するなどの行動を起こすという考え方で、したのち、という表現をしている。するとともにという表現にすると、どちらを優先するかという話に当然なってくるかと思うのですが、そこら辺りの表現だろうと思う。もう一つの、なりません。という婉曲的な表現は、これをもう少し強めた表現にした方がいいのではないかとご趣旨か。この部分についても全体会で話させていただきたい。	C
55	11. 安全・安心のまちづくり 3項で、また緊急時にはこれらと協働のもと、とありますが「これら」とはどれを指しているのか。	これらという表現でいいのかどうか。確かに自主防災組織等は第2項にあるので、第3項でこれらという条例の条項の表現でいいのかどうか、全体会で話させていただく。	C
56	11. 安全・安心②で「自主防災組織等を設立するなど」とあるが、などの前に例えば「避難場所を確保する」といったものを入れて、2つのことばが並んで「など」という表現が使われるのではないか。		C

◆13. 市民の役割と責務

57	13—①市民が積極的行動するとともに、市民が全てを完結するようにとれるが	市民に任ずと言っているようにとれるので再検討したい。7, 13, 20のバランスをふまえ見直す。	C
----	--------------------------------------	--	---

No.	意見・感想	市民の声を聴く会当日の対応	骨子素案への反映等の対応
-----	-------	---------------	--------------

◆14. 企業・事業者の役割と責務

58	14. 企業・事業者の役割と責務で、他の市民・市長等とあるがどのような意味か。	他の市民・市長等というのは、企業・事業者も市民だという考えで企業・事業者を除いた他の市民・市長等という表現ですが、非常に幼稚な表現かも知れませんが、企業・事業者も市民であるという条例の骨子素案でこういう形の文言となっている。	(D)C
----	---	--	------

◆15. 議会・議員の役割と責務

59	本条例はまちづくりを念頭としていることを前面にしていることは理解出来るが、市民が市政への参加という意味も重要だと考える。条文の全体には市政という文言も出てくるが、全体的に分かりにくいと思う。例えば、15 議会においては①「市民の声がまちづくりに反映されるように…」は「市民の声が市政に反映されるように」にした方が良いのではないか。	本条例はあくまでまちづくりについて定めるものであるが、市政という文言も併せ整合性を図り再整理をする。	C
60	素案作成に18回協議したと聞いたが、他の市町でも策定している。甲賀市の特色はどのようなものか。また、15番について、この内容は基本的なことだが、具体的にどのような形でされるのか。個別の規定等があるのか。さらに、文の表現が議員は「○○努めます」となっているのはどうしてか。その見解が聞きたい。	・会議を重ね、甲賀市の強みや弱みについてそれぞれ意見が出たいろいろなジャンルについて話し合った。自分は前文に甲賀らしさが出ていると思う。他の市のものは、このように深く自分たちのまちの事が書かれていない。さらに、他では「市は…」という表現が多い。甲賀市は「市長等は…」という表現にしており、他にはない特徴だと思う。あとはよく似ているが、甲賀市ではまちづくりの方向性を見出すためにこのような31条の条文とした。これまで、条例といえば行政が作るものだった。今回は市民が加わって行政と一緒に作る条例ということが特色だと思う。自分は子育て支援の活動での困ったことやよかったことなどの思いを伝えてきた。普通の主婦である私でもわかりやすく理解できる条例にしたいと思い取り組んできた。子ども応援課とも協働事業を行っており、その視点でも思いを伝えた。これまで甲賀市の良いところ・悪いところから話し合った。若者が学校や仕事のために出て行かないような環境づくりをしたい。自然を守りながら住みよいまちづくりをしたいと思っている。その思いを素案に組み込んでもらった。前文の甲賀郡中惣などは他では書けない表現だと思う。甲賀の歴史に根ざして、昔から自分たちでものを決めるという歴史があったということは甲賀市民の誇りとして書いておいたほうがよいという意見があった。また、将来の甲賀市を担ってくれる子どもたちにも甲賀のまちづくりに加わってもらおうと、特別に抜き出して記載した。わかりやすさを出すために、あえて「市は…」という表現はしないように工夫した。「市」は市役所だけのことではない。「甲賀市」は場所であり、それを構成しているのは市民一人ひとりであるはず。「市は…」という表現をして市役所を指すのは違和感を感じるのではないかと思った。他には、多文化共生を入れたことは甲賀市の特色になる。外国人がほとんどいない地域では、条例に記載されることはない。甲賀市にはたくさんの外国人が来られているのであえて書き出した。15番で記載していることについて、この自治基本条例とは別に「議会基本条例」を策定され、議会報告会で市民の皆さんとも意見交換をしておられる様子が記載されている。そのため自治基本条例にはそれ以上入れる必要はないと判断した。15-②で「…努めます。」という表現にしているが、それでは手ぬるいという意見であれば検討する。ただし、この条例も議会でも議決されなければ、条例とならないので少し遠慮した。	A
61	実際に条例についてはこの裏にたくさんの附則・条例があるので、それらが全てこのなかに当てはまっていくと思う。その辺の整理がしっかりなされないとこれが生きたものになってこない。議会・議員の役割と責務があるが、議会基本条例ができ、自治基本条例と同じくらいに、議会にとっては全ての根源に関わるものが定められている訳だが、実際にここには一言も出てこないとなれば、果たしてその各主体の役割と責務について本当にこれで言い切れているのかどうか。もう少し具体的にそれぞれの責務や役割を明確にしている自治基本条例も沢山あるように思う。非常にフuzzyな部分が多い。そういった部分をどの程度整理をされるのか。	黄色の段階までは策定委員会で、この後最終的に出来上がった骨子案については、条例として議会に上程するまでの間に自治基本条例に関わるさまざまな条例や規則を整理しながら議会上程までの作業を進めていく。	A

◆16. 市長等の役割と責務

62	市民の役割、市の責務、市長の責務など、1つの条例にまとめて今作る理由があるのか。市長の役目などは書かなくても当然のことだと思う。条例をつくる目的がわかりにくい。	まちづくりとは様々な方がいて、多様な考えをお持ちの方がまちづくりに関わっていくことがより良いまちになることから、あたりまえと思っていたことをあえて記載することで、有効な道具として活用できると思っている。	A
63	市職員や議員はどうあるべきか基本に戻って研鑽に努めていただきたい。税金の使途、施策のメリハリをお願いしたい。		D
64	「16.市長等の役割と責務」の中に『市長等は全体の奉仕者として…』とあるが、全体と言う言葉は必要ないと思う。また、同じ意味の言葉を使うのであれば、「全体」という言葉は漠然としているので、「地域社会」などに置き換えてもよいと思う。	全体の言葉に使い方については、策定委員会の中で検討したい。	C

◆17. 区・自治会、18自治振興会

65	「区、自治会」の定義がわからない。「区・自治会」は代表する自治組織、「自治振興会」は支援を行うとなっている。これは、優劣を意味しているのではないか。	区・自治会は地域を基盤とした組織、自治振興会は概ね小学校区を範囲とした広域的な組織で課題解決に向けた取り組みを行う組織。	C
66	地縁団体と自治振興会をどのように結びつけていくのか。		D
67	区自治会と自治振興会との関係は。	区自治体は地域を基盤としたもので、自治振興会は小学校区を基準としている。	C
68	区・自治会について、綾野学区には区・自治会を組織していない地域が2つある。そのような地域に対して、区・自治会を立ち上げるための市長等の責務・役割を明記してほしい。自治振興会も働きかけをしているが、行政としてもバックアップしてもらわないと組織作りは難しい。①で「区・自治会は、地域住民を代表する自治組織です」と明記されているのが、区・自治会がない地域もあるのにこの表現はおかしい。	②に「積極的に区・自治会の諸活動に参加して」とあるが区・自治会がなければ参加もできないので、組織されるよう市長等が強く働きかけるべきだというご意見で、ごもっともな話。直接「区・自治会を組織するために働きかけ」とは書けないが、20市民活動②「活動の積極的な支援に務めます」のなかで市は務めていく。	C
69	現在、甲賀市の自治会加入率は76.6%と聞いている。区・自治会については、組織そのものがなかったり、加入する人が少なかったりするため地域間で差があると思うが、団塊の世代が2015年には65歳を迎え、2025年には75歳を迎えるため、地域の仕組づくりがますます大切になってくると思う。基本条例の中で「17. 区・自治会」が記載されているが、自治会加入促進に対する動きはあるのか。	自治会加入については、個人の自由であり強制はできないが、地域力を高めるためには、連帯意識も大切であると考えている。加入促進は各自治会で働きかけることが大切であると思う。	D
70	自治振興会と区・自治会がどう取り組んでいくのか、具体案が見えてこない。		C

No.	意見・感想	市民の声を聴く会当日の対応	骨子素案への反映等の対応
71	17条 区・自治会、18条 自治振興会について、自治振興会が設立されるにあたって各地域で目的や趣旨などをご説明いただいたが、この項目に書かれていることは設立の要旨と変わっていないかどうかの確認。	自治振興会を設立したときの要旨と変わっていない。ただし、地域事情により、「分会」の形をとっているところもあるが、その主旨を逸脱しない形で骨子案を示している。区についても、その役割をまとめたので上下の定義をしたものでない。	A
72	鮎河は地域防災隊は、区・自治会ではなく、自治振興会に位置づけている。これから、これを変えていかなければならないのか。	自治振興会が実施するというスケールメリットがあるので、意見を持ち帰り検討したい。	11に関する内容C
73	区・自治会では市長等は「～を尊重し」、自治振興会では「必要な支援を行います」と書かれている。役割分担等それぞれあると思うが、実態と表現が一致していないところも見受けられる。一定整理が必要かと思う	区・自治振興会がどういう方向性を目指しているかが大切なので全体会で再度、検討整理をすることを提議していきたい。	
74	区自治会と自治振興会との間にいろいろと問題が起きている。第3章 17 ③区自治会を尊重し、互いに協力をし合える・・・とあり、区自治会と自治振興会は並列の関係と考えるが、区自治会が重きにおかれているように感じるがどうか。	本条例の制定の大きな目的として、区自治振興会と自治振興会の関係を掲げることを理解してもらうためでもあった。重さ、軽さはない。	
75	17 18 区自治会、自治振興会ともに目指す目的は同じと考えるが独立した動き・・・と言われているが大変分かりにくい。	全体会でも両者の関係を、もっと踏み込んでどうかという議論もあった。全体会で改めて語る。	
76	17区・自治会②「地域の現状と課題」とあり、地域で課題解決の方策を練るのは当然。18自治振興会も同じように書いている。自治振興会と区・自治会は同じような仕事をしているということになる。先日、自治振興会と区長の意見交換会があり、区長のほとんどは「自治振興会は何をしているのか、必要なのか」という意見であった。自治振興会はまだまだ浸透していないということで、困った問題と思っている。補助金や助成金を渡すのは、振興会の事業でなく行政の仕事だと思う。行政の下請けでは、振興会は市民から離れていく。振興会は何をするのか、必要なものは何かを練ってもらう少し具体的に示す必要があると思う。		
77	基本条例に、区・自治会、振興会の組織・位置づけ、役割・関連性をわかりやすい表現で謳ってほしい。		
78	策定委員に行政職員も入っているが、区・自治会や自治振興会のこれまでの活動の評価はどのようにされてきているのか。活動の点検をこれからの話し合いの中でやってほしい。26の振興会と199の区・自治会が、そのすべてが市の思う方向にベクトルを合わせて行こうという大きなねらいがあると思う。枠をはめるだけでなく、地域特性も十分に活かせる部分が実現できる内容になっているかをもう一度点検してほしい。		
79	基本条例は、振興会発足後でよかったと思う。自治振興会は4年目に入っているが、市は26の振興会の事情がよくわかったと思う。区・自治会のこともわかっていて、それぞれが違うということがわかったことが大きな意味のあるところで、それを自治基本条例にどう活かすかを前向きに考えると、関係性を一般的な条例的な意味で明記しておけば、各振興会や区・自治会で決められるので。もうひとつは、綾野では、区・自治会未組織地域があり、そういったところは振興会がまかなわなければならない、そういうところに自治振興会の存在意義がある。そういうところをもう少し、どこかではっきりさせたほうがよい。		
80	18-①は自治振興会の現実、17の 区・自治会に入るのでないか？ 広域的な地域課題の解決は現状とかけ離れている。	災害に関して、地域の状況により問題が違う。区は第一段階の課題を担ってもらっている。17と18両方に地域課題が必要か次回の策定委員会に持ち帰り検討する。	
81	自治振興会と区長が少人数で自治振興会を運営しているので区長は多忙。重ならないようにならないか。	区長以外が会長をされている所や、自治振興会が1区だけのところもある。柔軟に考えていただきたい。自治振興会の役割を整えて条例に反映できるよう策定委員会に意見を持ち帰る。	
82	区の事業等に関わっていないものは、自治振興会が何をしているのかわからない。何かあれば区に話しているが、条例を別にしても一般のものには理解できない。	担当の課へ自治振興会の情報を広めていくことを伝える。	
83	地域住民の代表とはどういう意味か。自治振興会は地域の代表ではないのか。区・自治会にだけなぜ代表という表記がされているのか。		
84	人口が3,000人を基準として分会となっている自治振興会もある。1つの区で構成された自治振興会の分会は広域ではないということ、また、区・自治会に加入していない住民がいるにもかかわらず、地域住民を代表する組織というのも整合性が取れていない。	全体会に持ち帰って検討する。	
85	自治振興会でまちづくり計画に基づきとあるが、計画策定が必要ということか。	計画にもとづいて交付金が交付され、あわせて、中期の計画もそれぞれ自治振興会で策定されており、それらを称してまちづくり計画といっている。税金を原資とした交付金であるため、何に基づいて交付されているかを明記したものであり、その根拠を示すものである。	
86	自治振興会の分会について今後はどう扱っていくのか。	概ね小学校で設置されるのが趣旨ではあるが、地域の事情等があるため存在している。これはあくまで暫定的な姿である。現在計画されている分会のまちづくり計画は、将来的に1つの自治振興会となった場合、その基本となって継続されるものと考えている。	
87	今は分会という形ではあるが、将来的には合併していくという内容と理解していいか。	市の政策的なものであり、その方向性については、将来的には概ね小学校区となっているものの自治振興会同士で合併するケースもありえる。この条例の最後に4年を超えない期間ごとに見直すことを謳っているため、現状になじまないこととなれば検討することとしている。	
88	宮崎県綾町の自主公民館制度みたいなまちづくりをされると感じている。地域コミュニティの限度は100～150戸と思う。市では、自治振興会に権限を委譲していくつもりでいるのか。	甲賀市のまちづくりのあり方については、地域の課題がそれぞれ違うことから自治振興会・区・自治会により様々な取り組みがされている。現在は、権限移譲はないが、自治振興交付金を活用し地域で課題解決に向けて事業展開いただいている。このことは、平成23年に始まったところである。	
89	自治振興会の設立前にこの条例があれば良かった。地域によって課題が違う。なぜ、今まで遅れたのか。一度、自治振興会を含めて、甲賀市を総括し、良かったのか、良くなかったのかをはっきりさせることで良いものができる。	いただいたご意見を持ち帰らせていただく。	

No.	意見・感想	市民の声を聴く会当日の対応	骨子素案への反映等の対応
90	平成24年から取り組まれている自治振興会向けのまちづくり施策が前向きに進んでいないように思う。	今日、骨子案という形ではじめて条文化された状態でようやくみなさんに説明させていただいた。何分広い分野で内容の精査も必要であったため簡単にはいかなかった。指摘いただいた部分については迅速にしたつもりであるので理解いただきたい。	
91	この条例は自治振興会を運営していくためのものだと思っていた。	振興会、区・自治会に関する記述は非常に関心も高く、質問も多い。振興会の発足に関する根拠がこれまでなかったが、この条例で初めて謳っている。区・自治会との関係を明確にするようにとの意見もあり、活動しやすい条文にしていくべきだと考えている。	
92	自治振興会とはどういうものかわからないまま今日に至っているが、日々の活動の積み重ねで10年、20年経ったうえで分かってくるのではないかと感じている。そういう意味でも、本音を語るものにしてほしい。	それぞれ振興会が、学区の特色ある活動をしていると思う。その学区の特性を活かした活動が出来るよう条文の言葉に配慮したい。	
93	18 ②③の間に、区自治会の支援により・・・などの文言を入れるべきではないか。	全体会に諮る。	
94	18自治振興会②に振興会の定義をされているが、あまりにも広範囲になるので、「その地域に住む、または活動するすべての市民を会員とし」を「地域住民及び本会の目的に賛同する地域内の各種団体及び事業所を会員とし」に変えていただけませんか検討してほしい。		
95	18自治振興会②に「まちづくり計画」と表現されているが、自治振興会の設立時の市の手引きには「地域計画」とされている。私は「まちづくり計画」は甲賀市全体のこと、23ある地域特有の事を謳うのが「地域計画」とし、市も22年度の時には「地域づくり計画」を作るという表現をしていたので、「地域づくり計画」に変更してほしい。みなくち自治振興会の規約にも「地域づくり計画」と2箇所謳っている。	文言については、策定委員会に持ち帰り、整理させていただく。行政から出す条例文書は「である。」調で硬い表現であるが、今回は「です。ます。」調のやわらかい文章にしている。これは市民委員から「上から目線ではなくて、市民の皆さんに親しみやすい条例、みんなが作ったみんなのための条例」ということで、骨子草案だが、このような表現となっている。	
96	18自治振興会③に「必要な支援を」と書かれているが、「支援」ではなくて「協働の下で行う」という表現にできないか。「支援」は上から下という思いをもたれる。「協働」の定義があるので「協働」にしてはどうかと提言する。		
97	②で「まちづくり計画に基づき」とあり、裏を返せば必ずまちづくり計画をつくりなさいということ。みなくち自治振興会の計画書はほぼできている。他の自治振興会も必ず計画を作って特色あるまちづくりをするのが責務となり、この点で拘束されている。計画ができていなければ、罰則は無いが自治基本条例に則していないから早く作るよう強制されることになる。	具体例を挙げていただいた。まちづくり計画は自治振興会によるまちづくりの提案をしたときも計画に基づいて進めてほしいと、マニュアル的なものでした。まちづくり計画を作った上でモデル事業補助金を受けてもらったり、振興交付金を渡している。一部の役員の考えだけでなく、地域の皆さんの総意・合意形成がされた上で自治振興会活動が行われたことに対して、市も交付金を出してやっていただくということで、今回初めて条例に明記したが、マニュアルでは計画を作ってくださいと、地域市民センターの支援する職員にも伝えて、トーンは違うがすべての自治振興会で計画を作っていたら、それに沿って活動を行っていたらいい	
98	振興会設立の条件に「各区長の負担を軽減する」かつ「地域の活性化を図る」とあった。今4年目に入ったが、発言があったように、認知・理解は充分浸透しきれていない。この条例を策定することで、この課題が解消・軽減されるよう今後説明を続けていただきたい。		
99	民が主役というが、市民、地域が自分たちの判断、自己責任が問われているように感じた。地域は高齢化が進み、9つの区の役員選出が大変な状況である。自治振興会でも役員選出が困難で受けてもらえない。策定委員会はどのような目線でこの骨子素案を作成されてきたのか。	これまでの条例とは異なり、市民といっしょになって条例の基となるものを作成するのは初めてのことである。まちづくりのルールを作成する上では市民も関わるのが大切である。市民が主役というのは、市民憲章の「みんながつくる」ということを具体的に示したものであり、まちづくりについてあたりまえのことを明記している。今後、有効な道具として活用していくのがこの条例であり、決して市民の自己責任でしてくださいということではない。役員不足は十分承知していることから、20. に「市長等は自主的・自立的な活動の積極的な支援に努めること」を表現し、行政の役割を明記することで条例を市民のための道具として活用していきたいと考えている。	
100	しきたりや行事に関わりたくないという人がいるが、新しい区についての取り扱いについて。また、26ある自治振興会の成功例や悪い例についての情報を共有したい。		
101	自治振興会ができたメリットは何か。	学区単位でまちづくりができ、人のつながりができる。地元の区だけでなく広域的に情報交換ができ、隣の区のことも併せて考えていける。	
102	そもそも自治振興会は何のためにできたのか？自治振興会で解決するものがない。予算を減らすのが目的なのか？	総額は減っていない。区に入ってくるのも減っていない。	
103	区・自治会については本来的に同列に並べるものではないと思っている。区は従来からある行政区という考え方と思うが、自治会というのはあくまで参加するという意思のある人だけが参加する組織ですから、区は強制的にその地域に住んでおられる方は全員会員という形になると思う。希望ヶ丘は85%位しか自治会に入っておられないので、同列に並べられると活動が非常にやりにくい事になるかと思う。自治振興会は、設立当初、自治会を必ず構成団体に入れなければならない。ということで進んだはずだと思うが、実態をみてこのような条文にされたと思うが、今、区と直接行政が連絡と調整をされている部分もある。予算的には交付金は全て自治振興会を通して交付されるので、予算的には自治振興会も絡んでいるが、実際の要望等については区長名で行政に連絡されていると思う。こういう形からいくと住民として同じ人が区民であり自治振興会員である訳である。どっちに行ってもどっちで活動したらいいのか迷うことになるのではないかと思う。振興会の主要たる構成団体が自治会・区なので、そういう形からいくと二重というか、連絡が区に行ったり、振興会に行ったりというような、活動の中身は区から入って行った。予算は振興会を通じて出てくる。という事になると非常に運営がしにくいと思う。実態をよく見て頂いて条文を纏めていただかないと現場は混乱すると思う。	区と自治会とは相違するものがあるので、よくわきまえてという事については、できるだけ甲賀市広いもので、区・自治会いろいろな対応があるので、そういう事も踏まえて考えたつもりであるが、頂いたご意見を踏まえて全体会で諮らせていただきたい。それから、第2項に自治振興会は、その地域に住む、または活動するすべての市民を会員とし、と書いているとおり、振興会の区域に区或いは自治会という組織が存在している訳だが、区或いは自治会がそのまま自治振興会の組織の一部として必ずしも入っていない自治振興会もあります。先ほど例として挙げられた市に対する要望事項等については、それぞれ自治振興会なり区・自治会のやり方・考え方に沿ってやっていただければ現状に沿う事になるのではないかと。一律的にこういうふうにしななければいけないという事は骨子素案のなかでは考えておらず、自治振興会のなかに区・自治会の組織として包含しなければならぬという事か、地域的には区・自治会の地域を含んでいる訳であるので、そういうものではないという考え方の下で骨子素案を作成した。いずれにいたしましても全体会にもう一度諮らせていただく。	

No.	意見・感想	市民の声を聴く会当日の対応	骨子素案への反映等の対応
104	自治振興会の設立要件のなかに、自治会・区は必ず入っていないといけない。というような条項になっていたと思う。	希望ヶ丘に限らず変則の学区編成で振興会が組織されているところも一部あるが、設立時の条件としては、エリア内の区・自治会を包括する組織であるというような事で、区長さんには必ずそのなかに入ってほしいというようなところを条件として要綱のなかに定めさせていただいていたのは事実である。今回条例のなかで提案させていただいているのが、本来の趣旨的なところを書かせていただいている訳であるが、市内23の自治振興会において、一つずつコミュニティの単位の歴史や組織等が違う。一言でここに書いたからという事で全てあてはまるコミュニティ組織や、全然あてはまらないから、これに基づいた組織にしなければならないのかというご質問を受ける可能性は充分にあると我々も思っている。もう一度、我々事務局でしっかり精査しなければいけないと思うが、委員会にいろいろな情報を提供させていただきながらいろいろな区・自治会の組織や沿革があり、23それぞれ中身は違うため、今回策定委員にまとめていただいた表現にマッチするかどうか検証させていただく必要があると思っている。全体会議のなかでも皆さんのご意見を反映させる意味で事務局からも情報提供し、検討させていただきたいと考えている。	
105	区がするのか自治振興会がするのかというところで、役割分担でもめるもど。どっちにも住みよい地域社会をつくりますという文言がこれは自治会でやれ、これは区でやれ、これは振興会でやれ、という話になりかねないので整理して頂きたい。	考え方としては、区・自治会、自治振興会と基本的には事務局で条例の策定委員会のなかで十分に共通の議論が諮られたか、というところは少し疑問ではあるが、基本的な考え方として自治振興会を組織いただく時によくお伝えをしていたのが、自助・互助・共助・公助、所謂、補完性の原理を説明の中に入れてさせていただいていた。互助・共助そういった役割を自治会・振興会がそれぞれ役割をもって担っていく。境域でやったものもいいもの、少し広域でやったものもいいもの、そういったところをうまく整理していただきながら学区という今までの区・自治会とは違うひとつ大きなコミュニティ組織をつくっていただきたいと説明をさせていただいた経緯がある。互助的な部分で、一番身近なコミュニティとして区・自治会。そこだけでは解決できないようなもの或いはもう一回り大きいところでやったほうがより効果的に解決ができるもの。そういったものを自治振興会でといったような補完性の原理のなかで位置づけをしていけたらというのが本来行政が持っていた思い。それをどのようにこのなかで表現していくか、もう一度振り返りながら委員会に情報提供させて頂き、どういう表現をしたらいいのか議論をして頂けたらと思っている。	
106	17、18で区、自治会、自治振興会について記載されているが地域区長会、区長連合会についてはない。はっきり記載しておかないと自治振興会との整合性に混乱をきたすのではないかと。また、それぞれの区には規模の大小があり、市から委嘱される役割が多くある。区、自治振興会のあり方をふまえて地域の声が反映できるような体制づくりが必要。条例で細かなところまで表現することはなじまないかもしれないが、あまりにもあいまいでは不十分と思うので規則の制定が必要ではないか。区、自治振興会の整合性をこれまで委員会でもどのように議論してきたのか。	各地区においてそれぞれ区、自治振興会のあり方についてはまだまだ混乱がある。この会で広く意見を聴くことによって条例に反映させようと考えている。いろいろな役職の負担は区、自治振興会が役割分担をして行政とともに課題解決に向けて取り組むことになる。自治基本条例は理念の条例なので規則を定めるものではないと委員である大学の先生から説明を受けている。行政からみても区、自治会は行政運営において必要な組織であることは間違いない。ただ、各地域において自治振興会の運営においても温度差があるので、4年目になるが区長会、自治振興会のあり方については行政がリードしていく必要があると思うが、条例としてははっきりとした表現にすることは難しい。	
107	地域区長会の記述がないのは今後広域的なことは自治振興会で取り組んでいくということになるのか、これまでこの条例を策定することによってそれぞれの役割を明らかにすることだったはずだが、地域区長会、自治振興会それぞれ役割を担ってきているのに自治振興会のみ記載があるのはおかしいのではないかと。地域区長会に対しても記載があるべきではないか。	区、自治振興会それぞれ基礎単位での内容については十分議論したが区長会の内容については話していない。	
108	条例をつくるまでの間は区長会と自治振興会の役割分担は暫定的なもので条例で明らかにすることが前提だったはず。明記しなければ混乱する。	旧町ごとに区長会のあり方が違う部分もある。	
109	旧町ごとに事情が違うと言ってしまえば何のために合併したのかということになるのではないかと。	区長会についての記載が必要であるとの意見として伺っておく。	
110	連合会がしっかりしていないので意見がまとまらないのではないかと。	旧町単位のエゴが残っている部分もある。	

◆19. 協働によるまちづくり

111	19. 協働によるまちづくりについて、協働しての後に「差別のないまち、活力のあるまち、福祉の」と入れてはどうか。他、文末で「～に努めます」「～します」というます調で終わっているが、ところどころに「～しなければなりません。」というのが文法的におかしいと思う。	文言の整合性については全体会に持ち帰らせていただく。	
-----	--	----------------------------	--

◆20. 市民活動

112	市民活動について、斎王群行の実行委員会をして感じたが、市からの補助金が大きく減額され、地元は事業の存続に大変な思いで取り組んでいる。ひいては、実施するかしないかの選択まで迫られるような事態になっている。市民活動をするうえでは、人物・金が必要であることから、委員会でこのような実態に基づいた意見が出ていたのかどうか。	作業部会の中でも話は出していたが、人・物・金の特に「金」の部分を地元企業に頼らざるを得ない状況である。市が自立できるように積極的に支援するといいいながら、市民に多くのしわ寄せがあるということ等を委員会へ持ち帰りたい。	
-----	---	--	--

◆21. 住民投票

113	住民投票は誰が決定されるのか？委員は全員賛成しているのか	市長である。記載する、しないの議論はあったが、最終的に記載するでまとまった。	
114	「市民」の定義は謳われているが、住民投票の「住民」の定義は。	住民投票については、住民の定義をこの骨子案には謳わず、必要ときに条例を別途制定するため、投票権限者はそのつどそちらで定義づけができる案としている。	
115	住民投票で住民を定義しなければ、外国人も対象になる。市民の定義がなされている以上は、住民の定義もした上で、案件によって投票権者をその都度別に定める条例で決めるのであれば納得できるが、すべてを別の条例に委ねるのであれば、あえて自治基本条例で謳わなくてもいいのではないかと。	委員会の中でも何度も議論してきた部分である。もう一度いただいた意見を委員会の中で精査したい。	
116	住民投票については、市長が実施することとしているのか。	地方自治法とは別に、市民が実施することを掲げている。今回の投票は常設設置型ではなく、個別設置型を考えている。	
117	21住民投票は、この条例で記載しなくても地方自治法でもできるしくみがある。ここでわざわざあげるのは、場合によっては危ういと思う。この項目は削除してもらいたい。		

No.	意見・感想	市民の声を聴く会当日の対応	骨子素案への反映等の対応
118	外国人の投票権を条文で盛り込んでいるのか。	住民投票のことについて、ここらうたう事について委員の中でもいろいろ議論された。「個別設置型」と「常設型」の2種類あり、「個別～」は案件によって条例を作る。「常設～」は乱発する可能性が高い。このようなことを考え、委員の中では「個別～」を採用することとした。外国人だけでなく、年齢要件等その事案に応じ、要件は変化することとなる。	
119	住民投票の基本はすることを考えているのかどうか。	住民投票するかどうか、市内広域的にと判断された時、誰を対象にするか案件により変わる。	
120	別に条例を定めるとは、この条例と並行で住民投票の条例をつくるのか。	その都度設定される。	

◆23. 情報の公開

121	情報の公開のところで、別に定める条例というのは市の情報公開条例のことか。	そうである。	
122	保有する情報を適正に管理という表現があるが、どういうことか。		
123	情報の公開について、視覚・聴覚障がいの方への公平な公開、情報の伝達に遅れないようお願いしたい。		
124	「23.情報の公開」「24.個人情報保護」は相反することであるが大切であると認識している。市民がまちづくり行なうなかで、まちづくりの情報を足でかせぐようにしているが、認知症の方などからは、なかなか情報が得られにくい。民生委員児童委員の方と話していても、地域の情報が分かりにくいといった声もよく聞く。民生委員児童委員に対する情報公開について、考えていく必要があると思う。	基本条例の情報公開と個人情報保護については双方のバランスを考えた上での文章となった。	
125	個人情報の保護はよくわかるが、委員等の役職をしていれば、開示を願い出た時には、すみやかに対応してもらえないのか？(特に災害時の支援など)	ありがたい意見として考えていきたい。権利や利益に侵害されない形で検討していきたい。	

◆25. 行政運営の基本原則

126	25. ②最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければなりませんとあるが、当たり前ではないか。条例でこのようなことをあえて記載するのか。	当たりのことであるが、あえて記載している。理念条例であることをご理解いただきたい。	
-----	---	---	--

◆26. 総合計画

127	総合計画は法的な義務付けはなくなった。市長等が計画するというのはいいが、この条例で縛ってしまうようなことに対する議論はなかったのか	総合計画はまちづくりの大事な部分であり、法律による義務が解除されたからといって国にそのまま従うのではなく、条例で謳っていくべきだと考えている。	
-----	---	---	--

◆28. 財産管理

128	地縁団体の財産や私財産等他の財産の管理もそれぞれの財産管理者が適正管理することが大切なので、市長等の管理ではないが、そういった内容についてもご検討いただきたい。		
129	鮎河保育園が管理が行き届かず雑草が生い茂った状態になっている。公有財産を本当に適正な管理、運用等することができるのか。	全体会で空き家などの議論はあったが、使用されない公共施設の維持管理をどうするのか委員会へ持ち帰りたい。	

◆29. 行政評価

130	まちづくりの基本原則を定めるとあるが、財政(歳入歳出)は、一番大切だと思う。無駄な施設の統廃合についてや議員・職員数が適正かどうかなども大切だと思う。29番は行政評価となっているが、職員の評価をどうするかなどの考え方を聞きたい。	財政・評価・説明責任という市長等(行政)に対する内容の質問だったと思う。財政運営は大切だと考えている。27番の健全な財政運営をするために、「計画をもってすすめることが市長等の責務」と記載した。これは書かなければならないだろうという意見だった。また、評価(行財政改革)では、無駄な施設、議員や職員の数については、条例に上げていなくても、市政開始後行政改革推進室という課で見直し・統廃合をすすめてきた。その結果、地元に移譲した施設や廃止された施設もある。貴生川地域市民センターもそうだが、これからも現状どおり市で運営するか、各地で行われている地域団体の指定管理という方法をとるかなどは行政改革推進室で考えている。このようなことも健全な財政運営につながっていると思う。職員数も人員適正化計画に基づき、合併直後から削減している。この条例により、市民と行政またいろいろな主体が役割分担をしながらまちづくりを進めていくためのルールを作る必要があると考えている。骨子素案の例文を「このように変えたら」という意見がほしい。次の策定委員会で話し合いたい。	
-----	--	--	--

◆30. 説明責任

131	市長等の説明責任が記載しており、第3章にも「各主体の役割と責務」が書かれている。この中で、市民の役割と責務は強く感じるが、議会や市長等の責務については強く感じる。市長等の責務については「30. 説明責任」にも書かれているが、第3章の中で市民の責務とバランスをとってもよいと思う。	説明責任については、策定委員会の中で行政の細部の情報が必要であるとか、政策の初期段階での説明が必要であるなどの意見も出されたが、骨子案のとおりとなった。	
-----	---	--	--

No.	意見・感想	市民の声を聴く会当日の対応	骨子素案への反映等の対応
-----	-------	---------------	--------------

◆その他全体に関する意見等

132	この条例の制定スケジュールを回答してほしい。答申はいつごろ、何年の何月議会で提案予定か、など)		
133	この「市民の声を聴く会」は回答もしてもらえるのか。	即答できるものは、返事させてもらう。	
134	この場の内容は、どのような形で返答してもらえるのか。個別の対応はないと思うが、また、議事録として残すのか。	この場で説明できる部分もあるが、意見がわかれる場合は持ち帰らせていただく。個人的な見解は述べないという場であるため、全体会の場でいただいたご意見の内容を共有し、条文づくりの専門部会である作業委員会で検討する。議事録については一言一句記載するものではないが、意見については整理し、全体会で検討していただく。	
135	この条例に従わなければ罰則を受けるのか。	罰則を受けるものではない。	
136	これまでの委員会の議事録について、誰がそういう発言をしたのかわからない。どういった経緯で物事が決まったのかわからないので、あらためて作成できないか。	策定委員会が始まった時点でどういう形で残すかを議論したが、個人の名前が出てしまうと圧力がかかる恐れがあり、発言しにくいのではないかと懸念される委員がいた。議論を重ねた結果として委員名は出さないことで議事録を作成することとなった。そのため、事務局に確認したが、どの委員が発言したかを遡って特定することは技術的に困難とのこと。今後の委員会では、個人名を出すことについてを検討することは可能だが、これまでの議事録について遡って作成することは、物理的に存在していないためご理解いただきたい。	
137	せめて「A委員、B委員」などの記載の配慮をしていただければ。今後何回か開かれるのであれば、検討いただきたい	全体会で検討したい。	
138	大変難しい印象がある。行政には様々な個別の条例がある中で、なぜこの条例が市民のために必要なのか、皆さんの熱い想いを伝えてほしい。	活動中の想いや意見を活かしてほしいということで策定委員になり、自分なりに検討させていただいた。委員としてその想いをしっかり市民のみなさんに伝えていかなければならないと感じている。	
139	自治基本条例をつくることを前提とした委員会であるので、実情に即した内容をお願いしたいと思う。		
140	今、なぜ自治基本条例を作るのか。	平成23年度から自治振興会として取り組みが始まり、3年が経過し、市合併して10年を向かえた。甲賀市らしいより実態に合ったものとして、自治基本条例を作成するに至った。	
141	全国的にも自治基本条例はあるので、その雛形によって作ればよいのでは。		
142	市民の立場から言うと、この素案を作るにあたり市長からの提案で素案を作成すると言われたが、郡から市に変わって10年位経つと思うが、なぜ今頃になってやっているのか。今までは郡でも市でも5町に任せきりで運営されてきたと思うが、その市がなぜ今頃になって町を無視して(条例を)作るのか。町に関しては全く入っていない。	今から15年位前に地方分権という時代があり、主に行政の権限が国・県から降りて来る、或いは財源の仕組みが変わるといったことがあった。地方は自らの責任で自らがまちづくりを進めていくという時代が続いてきている。そういった過程のなかで、甲賀市も近隣5町が合併してきたというような経緯がある。地方分権の流れのなかで新しくできた甲賀市が行政・市民がどういったまちづくりを進めていけばいいか。その基本となるルールが実は今まで無かったため、この時期にしっかりと先を見据えて甲賀市のまちづくりのルール・仕組みというものを市民の皆さんと一緒に定めていく必要があるのではないかと。というようなところで一昨年策定委員会が発足し、骨子案が市民の皆さんの協議に基づいて提案されているのが現状。当たり前の事が書いてあるが、甲賀市としてどういったまちづくりを進めて行くか。というしくみ或いは概念を述べたもので、旧町単位で書くのではなく、甲賀市としてどうするかというものを書かせて頂いている。	
143	町の立場というのはどうなのか。町の立場を市が圧迫していると捉えているのか。	それぞれの今までからやってきた町が持っている特長やまちづくりは甲賀市の行政のなかで継続させて頂いたりしているが、条例として策定する場合は市の条例なので、旧町というエリアは存在するが単位としてはないので、甲賀市としてどうするかというものを定めている。甲賀市を構成している旧5町のいろいろな考え方、区・自治会、自治振興会であったりそういったところがうまくまちづくりに生かして頂ければどうか。というのが骨子の趣旨である。	
144	そもそもこの条例を作成しなければならなかったことはどこから出てきたことか。	今の現状、甲賀市にまちづくりに関する基本的なルールがないところから、この条例を作っていかなければならないということになった。	
145	過去・現在と甲賀市の行政は、日本国憲法・自治基本法・県条例・甲賀市条例で住みよいまちになるよう努力いただいているが、そこでなぜこの条例が必要なのか、どういった背景なのか、どういった学習があり、どういった対立の議論の中からこの条例が必要とされたのか聞きたい。	この自治基本条例以外の条例は、職員が案を作って、市長が議会に提出して、議会で審議・可決されて制定となる。この条例は、あえて14名の市民委員と庁内委員(作業チーム員)と一緒に案を練って、市長に提案して、市長が熟慮した上で議会に提案するというプロセスを踏んでいる。それは、これからのまちづくりのルール・しくみを謳っていくこととしている、まちづくりを市民のみなさんも行政も一緒にやっというところが、この条例の基本だから。一緒にやっという条例だから職員だけが作ったのではおかしい、ルールと一緒に話し合っというところが、これは市民委員だけでなく今回ご参加のみなさま、このあとのパブリックコメントなどより多くの市民のみなさまに参画いただいで一緒にルールを作る、それが人口減少や高齢化が進む社会の中で、どうしても必要である、という背景があっ、自治基本条例を作る、その作り方が、一緒に考えながらということを進めている。学習と言えば、策定委員会の委員長である四日市大学の地方行政専門家の小林教授の見識あるレクチャーを受けながら策定委員も学びながらこの条例を作っている。対立は思い当たらないが、「条例は必要ないのでは」という意見もあった。「この条例を作ることで不具合が起きる可能性があるのでは」という意見もいただいた。	
146	自治基本条例策定がなぜ今になったのか。自治振興会設立前に基本条例が策定されるべきと思うが。	先例地の伊賀市の事例を参考に、より実態に応じたルールづくりを進めることが望ましいことから、まず実践から入って条例をつくることになった。	
147	自治基本条例を10年目にして制定する根拠、意味は何か。	平成23年度に自治振興会が設立され3年が経過し、合併から10年を経過した今、甲賀らしい実態に合ったルールづくりを進めるため自治基本条例を策定することになった。	
148	今までこの条例が無くても問題ないのになぜ今必要になったのか。	市民の皆さんが共通理解を図れるルールブックのようなもの、指針になる条例を作りたいと思っている。なくても問題ないのかもかもしれないが、あれば共通理解を示すことが出来る。	
149	この条例は必要ないと思っている。条例の決定は議会の議決で、議会は間接民主主義で私たちが選んだ人で、私たちは議員を信頼している。その中で進めるので必要ない。		
150	県内での自治基本条例を作成されている状況は？甲賀市独自のものは何か取り入れているのか。	参考例に、6市町の例をあげている。独自のものは、前文に甲賀市の特徴、18の項目に自治振興会を挙げている。	

No.	意見・感想	市民の声を聴く会当日の対応	骨子素案への反映等の対応
151	憲法や地方自治法との整合性はとれているのか。		
152	基本条例は、ピンとこない。当たり前のことが謳われている。合併から10年が経過し、特に何の問題もなかったのになぜ今策定するのか疑問である。策定して、私たちの生活にどのような影響がでるのか。	市には細かい条例があり、条例は並列である。その条例の基本となる条例である。平成23年度に自治振興会が設立され、各地域で様々な取り組みが始まった。当初、自治振興会によるまちづくりを始めるにあたって、「自治基本条例」というルール策定から始めるべきではないか、とのご意見もいただいたが、より実態に応じたルールづくりを始めたいことが望ましいのではないかと結論になり、自治振興会設立から3年を経過し、合併から10年を経過した今、甲賀市らしい「自治基本条例」を策定することになった。県内には、アンケートにも記載しているとおりいろいろな名前の自治基本条例が策定されている。自治基本条例は自治の基本理念や市政運営の基本的事項等を定めるもので、条例の制定がすぐに、市民生活に影響を及ぼすようなものではないが、ルールを示すことによりみなさんの意向が反映され、市政に対する市民の関心やまちづくりに対する責任感が高まっていくといったもの。自治基本条例が策定されたからといって、目に見えるものではない。総合計画は市の将来展望を書かれた羅針盤のようなものであるが、自治基本条例は、まちづくりの理念やルールというもので、ある意味、まちづくりの道具といったもの。	
153	大津市にもない条例のようである。今後決定したら、どのような啓発を行っていくのか。	今現在では、決定した啓発方法はないが、広報や出前講座による説明、リーフレットの作成などが考えられると思います。	
154	条例の目的は、何がメインであるのか。	みんなでまちづくりをやっていくということ、そしてそのための仕組みを明記することである。	
155	せっかくの機会であるので、将来の甲賀市がイメージされるものがあってほしい。	「2.目指すべきまちの姿」のところで検討していくということで、持ち帰らせていただく。	
156	交通網の整備、公共交通機関(巡回バス)の充実を。	バスは利用が減ると便数も減り、便数が減ると利用も減るという悪循環がおこるが、公共交通機関はコストばかりではなく利便性もある。委員会でも話していきたい。	
157	この条例の設置に関して本音が見えない。財政状況により国・県・市ではできないからこそ条例が必要だというような本音を出してほしい。市民と行政にその必要性や問題のとらえ方にズレが生じている。	本来、自治基本条例は合併当初に出来ているのが順序だが、10年経ったからこそ出来る内容にしていきたい。この条例は基本ルールなので、具体的な方法は他の条例になる。その整合性は点検していく。	
158	本条例の制定後は市民にしっかりPRしていく必要がある。今回の意見等の反映の確認はどのような方法があるのか。	今後開催予定のタウンミーティングで確認願うこととなる。	
159	区自治会と自治振興会の関係が理解出来ない市民が多いと思うので、本条例制定と合わせ改めてPRを図ってほしい。本条例の重要性からも、本日のこの参加人数で市民の声が聴けたとするのか。	従来からこのような会議は関心をお持ちの方は別として、なかなか参集いただけない。今後のタウンミーティングで多くの方に参加いただけるよう検討する。本意見を集約し、全体会での議論を経て変更するべきところは変更し、軸表現の変更もあるならば併せて協議する。	
160	聴く会で出た意見・要望・提言今適切な答えは無理だと思うので、再度策定委員会で議論いただき、結果を「この意見・提言は〇条で表していく」「条例にそぐわない」「〇条を訂正した」などをわかるような情報を後日公開してほしい。	聴く会で出た意見・要望・提言は策定委員会に持ち帰って話し合いをして、条例の条文を解説する逐条解説を作ると思うので、その中でも「こういう意味合いを含めている」ということを書くと思う。後日公表してほしいという意見は承る。	
161	他の自治体では何パーセントぐらい策定しているのか。	ホームページでは1,700ほどの地方自治体のうち308自治体で制定されている(H26.3.26時点)。名前は「自治基本条例」でないものもある。	
162	甲賀市は今まで条例がなくともやってきた。今更明文化して法的バックアップを取って、その中で権利と義務をはっきりさせると、この条例が施行されたら法律なので、これによって市民、区・自治会や自治振興会がこれに拘束される。先行している区・自治会や自治振興会の規約、法律に基づく委員会等の規則などに、この条例と相反する条項があれば、改正するようにもって行くと思う、それが条例。先行している区・自治会や自治振興会の規約、法律に基づく委員会等の規則などに、この条例と相反する条項が出できたときには、どうするのか。	この条例によって「役割と責務」で縛るのではないかと、というご意見は、承る。これからのまちづくりは、行政だけでは難しい、市民の皆様にも一緒にかかわって進めなければいけない。市民憲章の最初に「私たちはみんながつくる住みよさと活気あふれる」とあるが、「みんながつくる」とはこういうことだと思う。その時に、ルールがないと難しいことが起こる。自治振興会におけるまちづくりを甲賀市が提案したときに、「先に条例なりルールを作ってから自治振興会によるまちづくりを進めるべき」とご意見もあり、議会でも議論された。甲賀市の意見として「まず、自治振興会によるまちづくりという住民自治、地域のことを地域の人みんなで課題解決して取り組むというまちづくりを実際にやってみて、そこで出た諸課題、しくみ、ルール等難しい面が出てきたときに初めて自治基本条例の必要性を実感していただけるのではないかと、必要であると意見が出るのではないかと」ということで、先にまちづくりを進めていただいた。拘束するというご意見だが、委員長からは「自治基本条例は、ある意味行政を縛るものである」と言われている。条文の節々に「市長等は、〇〇しなければならない。」と書いている。条例ができた時にそれをやっていると市民の皆さんから「条例に反している」とお叱りを受けるし、行政の中でも十分に検証できると思う。そういう意味で、みんなで作るまちづくりのために、行政は情報を出したり協働で進めていくことを自ら律するためにこの条例は必要だと思っている。振興会の規則等の中に不整合ができたときに直さなければならないのご意見だったが、実際にそういうことが起こるのか、具体的な例があれば示してほしい。基本的にこの条例の中で、区・自治会や振興会について意義付けている。今まで明文化されたものが無かったために区・自治会や振興会の位置づけについて実際にまちづくりを進めていただく中で「ルールが無いとやりにくい」とご意見をいただいたので、この条例の中でまずは区・自治会と振興会の定義づけは必ずしなければならないと市民委員も言っていた。	
163	この条例に対する具体的事項を定めるために、付則なり施行規則、今話のあった逐条解説など具体的な事案を出されると、非常に細かいところまで制限・制約を受ける。基本とは言いながら、拡大解釈される。憲法でも解釈で集団的自衛権が出てくるように、基本条例で「骨格だけをきっちり決めておく」としても、肉付けの逐条解説で骨格を骨抜きにされたり、動きの取れないものにされるので、基本よりも肉付けに相当する逐条解説の文言が非常に難しいと思う。ホームページで今までの委員会の議事録を見た。先ほどの質問は、議事録を見れば議論の内容がわかるが、逐条解説について作るとは言っているが具体的なことは触れられていないので、非常に難しいと思う。	逐条解説が難しいというご意見は承る。条文で読み取れない部分を逐条解説で書いてしまうと、それによって拘束されることになるので、参考意見としたい。	
164	区・自治会や振興会の会則や規約ができるまでに、先行して自治基本条例を作らないと駄目。地方自治法によって、自治体は自治基本条例を定めるよう推進すると決められている。それで慌てて動き出したのではないかと。実際は、区・自治会だとか振興会、健康福祉会など既に動いている。市ではそれを束ねてコントロールしようとして、ボトムアップのような形でこの条例を出してきた。本来ならトップダウンでした方がいいが、それでは「自治」とは言いえないから、名目上ボトムアップのようにした。		
165	市民の声を聴く会は市内で何箇所されたのか。	水口は合計4箇所。土山・信楽は概ね学区単位、甲賀・甲南は旧町まとめて1箇所で開催。	

No.	意見・感想	市民の声を聴く会当日の対応	骨子素案への反映等の対応
166	甲賀市は非常に広くそれぞれの地域の実態に合う合わないが出てくると思うが、最終的にどのようにまとめるのか心配。相当な意見が出てくると思う。		
167	この条例が制定されたら、市民生活がどのように移り変わるのか、また市民生活に利便性が増すのか、そういう点を教えてほしい。	私のような子育て世代、若い世代にもこの条例を知ってほしいという思いがある。	
168	まちづくりといってもつかみづらい。地域も人も変わりつつあることから、これまでの歴史が大事である。市が合併する前と、合併した後のあるべき姿のためにこういう仕組みづくりが必要となったのか。	人口減少により税収も期待できず、行政だけでまちづくりは担えなくなってきたことや、一人ひとりの考え方、価値観が多様化してきており、暗黙の了解によるルールでは難しい時代になっている。阿吽の呼吸だけでなく、条例としてルールを定めることは一意義のあることだと思っている。	
169	甲賀市の5年先、10年先はこうあってほしいということがみなさんにあったと思うが、ここにはその思いが見受けられない。また、協働するうえでざっくりばらんな意見交換が必要かと思う。	14人の委員はそれぞれの立場でのご活動を通じて、甲賀市がこんなふうになればといったあるべき姿を思い抱きながらワークショップを通じて意見交換してきた経緯がある。庁内の委員もいっしょになってまちづくりのルールとは何かを検討してきたが、自治振興会、区・自治会の役割なども条例に明記しながら、市民の声を聴く会でいろんな意見を取り入れ、10年先、20年先のことを考えてみんなのための条例にしていく、使っていただく条例にすることが大事だと考えている。	
170	要望事項について、丁重にお断りされる。	条例があればそのような要望に対する市の姿勢に対して後ろ盾になると思う。ご意見として全体会で共有したい。	
171	他の地域の参加状況はどうか。市民の参加が少ないのが現実であり、まちづくりへの参加を積極的によびかけてもそれが住民であることから、まちづくりは行政が主導的にしていくべきだと思う。		
172	当たり前の事が書いてあるが。	まさにそのとおりであり、各市町でも条例があるところもあれば、ないところもある。このようなものは合併した時に作成すべきものという考えもあったが、合併して10年が経過した中でまちづくりの一定のルール作りが必要となってきた為、今回、骨子素案ができた。	
173	内容が当たり前で、あいまいな表現がされていて、具体的にどのようなまちづくりをしたいかわかりやすくした方が良いのでは。	これは、基本ルールであり、骨子であくまでもたたき台である。これからいろいろな意見を聞きわかりやすく作成していく。	
174	「23. 情報公開」「24. 個人情報保護」については既に市の条例にあるので、基本条例に盛り込まなくてもよいのではないかと。また、「27. 財政運営」「28. 財産管理」については、あたりまえのことなので、敢えて分かりきったことを基本条例に入れる必要があるのか疑問に思う。	この条例は、まちづくりの基本となるものであるため、既にある条例や、あたりまえのことも記載されている。また、既存の条例との矛盾もないと思われる。	
175	16、26、29は当たり前のことが書かれているがなぜ条例に入れるのか教えてほしい。	市民の方々とまちづくりを進める上で、共通ルールとなる指針となるものを改めて条例に明記させていただいている。当たり前のことが書かれている部分はいらないのではないかと意見については、持ち帰って検討する。	
176	市民委員と庁内委員の委嘱について、割割的に庁内委員主導で進んでいないのか。	そのようなことはない。過去の議事録も公開されているので、どのように議論されてきているか一度読んでいただければわかると思う。	
177	甲賀市として、どのようなまちづくりがしたいのか、もう少し踏み込んで記載したら良いのでは。		
178	地域で年寄りが年々増えてきている。車で買い物がいけない者もいる。まちづくりとして、人口増加対策や年金問題等々のさまざまな諸問題について、盛り込んでいかなければならないのでは。		
179	この市民の声が内容を覆すことがあるのか？これがいるのか疑問である。(議会が決めるものであるのならという意味も含めて)	いろいろな意見を聞き、最終的には条例は議会で決定される。	
180	山間地と水口と状況が違うが、この条例は水口中心の一律に考えていたのではダメではないか。	まったくそのとおりであり、土山町内においても各学区さまざまである。甲賀はひとつとはいうものの、各地域の状況も考えたものしていかなければならない。	
181	この条例を制定する期限はあるのか。	期限はないが、当然ある程度のスケジュールに基づいて進めていく。	
182	もっと市民の声を聞いていくべきではないか。		
183	まちづくりについて、山内と同条件の他の市町の条例についても参考に確認すべきではないのか？(条例を作成するにあたり、他の市町の条例を真似て作らず、委員にて一から作成したという話から)	委員で一から作成したとは言ったが、当然同一条件の市町独自で作成されているものについて、確認し参考にはしている。	
184	この条例は、法より下位の位置づけだと思うが、拘束力はあるのかそれとも努力目標として策定するのか。「〇〇しなければならない」という表現がほとんどなく、「〇〇します」という宣誓しているような表現が多いので、どのような考え方でそうになっているのか	法よりは下位に該当するもの。市内だけの法のようなもの。策定委員会で検討する中で、罰則を設けるのは妥当ではないという意見が多かった。取り締まるものではないが、条例に書くことで守るように注意しあていけるとよい。努力目標といわれるかもしれないが、方向を示す合意事項としておけたらいいと思う。「〇〇しなければならない」という表現は、11-③や24以降くらいで、市長等(行政)が行うものだけに記載している。市民の立場から行政に求めていこうという条例になればいいと思っている。これでは手ぬるい、足りないという意見があればいただきたい。	

No.	意見・感想	市民の声を聴く会当日の対応	骨子素案への反映等の対応
185	策定委員の皆さんは総合計画と勘違いされているのではないかと。まちづくり計画と勘違いされているように思える。また、子どものことに関しても、18歳や20歳と言っておられるなら「青少年」という言葉を入れなければならないと思う。文言もおかしい。もう一度議論していただきたい。8番の最後に「参加・参画する権利を保障されます」とある。これを本当に自治基本条例に記載するのか。子ども・青少年は「地域・社会で守り育てる」という文言になるのではないかと。「権利を保障される」ことを条例に記載するのはおかしいと思う。それから、自治基本条例なので、市民が守っていき、努力していきということを行政も携えてということだが、この中に環境保全や環境保護という項目がない。ごみの問題もある。そのようなことが重要なのではないかと。例えば「自治会は環境保全に努める。草刈をする・」などを具体的に上げるものではないか。防災・防犯の関係も記載しなければならないと思う。29番の行政評価ももう少し具体的に上がっていただければならないように思う。27番の財政運営や28番の財産管理が2行しか書かれていない。ここが議論されていないように思う。芯がない基本条例だと感じる。	市民委員さんと一緒に作るということは、まちづくりのルールを一緒に決めようというもの。これからのまちは人口減少・それに伴い財政運営もますます大変になってくることは、行政は充分認識している。市民の皆さんと共有しながら、これからの甲賀市をどのように作っていくかということが必要だと思う。市民憲章には一緒に甲賀市を元気あふれるまちにしていくことを目指している。そのとき行政はどのような役割を果たすか、市民はどのような役割を果たすかというルールが必要になる。そのルールを行政が勝手に決めてしまうのはよくない。このような説明会での意見も反映して一緒に作っていくのがこれからのまち「甲賀市」の強みになるのではないかと。まだまだ不十分だと思うと一緒に作っていくという意義を感じてもらいたい。法律には数値目標はほとんど入っていないと思う。別の方の質問では総合計画と間違っているのではないかと意見があったが、数値目標を入れるとますます総合計画と同じようになってしまうので、条例としてどうしていけばいいのかということをもう一度策定委員で考えたい。それから、市民の生命と財産を守るのが一番ではないかということ、そのとおりだと思う。自分たちの中であまりにも自明のことすぎたので、改めて読むと生命と財産を守る文言はどこにも書いていなかった。やはり改めて書いたほうがいいのかもしれないと思った。貴重なご意見をいただいたので策定委員会で検討したいと思う。区・自治会について、区は以前からある組織。区長は区民から選ばれた方。区長というのは本当に市にとっては重要な仕事だと思う。自治基本条例ができてから振興会の組織ができるものという意見もあるなかで、今回は逆に反対に良かったかもしれない。自分の立場としては、協働という名の基に一生懸命している。自治振興会では、区というエリアではできない広域的な仕事をしている。このようにいろいろな形で自治振興会が運営されており、誰が役員になるのかなどの問題が出された。協働という名の基に人口減少や国からの交付金の減額そして、行政サービスがそこなわれるという世の中で自治振興会が積極的にまちづくり、まちおこしをし、役割を担っていると思う。	
186	この条例を作るメリットは、何を目的にしているのか。書かれていることが理解しにくい。まず一番肝心なことは、条文の中に、リスク管理に関すること、市(行政)は市民の財産と生命を守ることが一番大事だということが書かれるべきだと思う。小さな子どもなどがこれから育っていくために大事な条例だと言われていたが、現実には広域と過疎化が進んでいる。それに対する提案がない。すべて「こうしたい」「こうしたい」と書かれている。したい方向に向かうための数字を記載することは必要ではないのか。また、自治会に相当負担をかける、今かかっている負担の上にさらに負担を押し付けてくるように思うが、自治会長はどのように思って参画されているのかわからない。もう少し皆さんに目配り気配り心配りがあっていいのではないかと。上のほうで勝手に決められて、それをするように言われるのは虫がよすぎないか。さらに財政状況もゆとりがないと言われる。もう少し数字を入れたものにしたほうがよいと思う。区の資料であっても、数字を示して「〇〇になるので、〇〇する」と区民に説明している。もっと丁寧に説明しなければならないと思う。これをなぜ作るのか。他の市町で作るから甲賀市も作るというものなら自分には理解できない。作るメリット必要性をもう少し丁寧に説明してほしい。		
187	この条例はいつまでに作るものか。このような会以外でも、これからは意見は言えるのか。	策定委員会としてはこれから骨子素案は検討し直して、骨子案とする。今年度を目途に市長に提案する。その後行政で見直される。その後、条例の形にして、再度タウンミーティングを行う。そこで市民の意見を市として聴かれる。その後、来年度中には議会に上程され、再来年度から実際使用することになると思う。まだまだ皆さんの意見を反映することができる。	
188	この条例ができるまで、何か代わるものがあったのか。	条例は今まである条例の中の基本となるもので、本来は合併時にできていて、今までの条例があって始まるものという意見があるが、合併10年を経て今、基本に戻って策定委員会ができて検討している段階である。	
189	今日の回答はいつももらえるのか。	会議録は甲賀市HPで見ることが可能。市民委員と市民の声を聴く会で意見を聴いて、全体会へ持ち帰り議論するが、一つづつに回答はできない。骨子案の中で反映するのをみてほしい。	
190	自治基本条例は、どの条例にも属さないものをみんなで守っていく条例と理解しているが。	皆さんが共通理解できるまちづくりについての基本理念を定めるものを作りたいと思っている。	
191	他の条例と基本条例は同等対等で並列と回答があったが、同等なら前の条例を削除するのが正しいのではないかと。	持ち帰って検討する。	
192	10年経てば少子高齢化の問題がいつそう進む。その点から対策を盛り込んだほうがよいのではないかと。	この条例の策定には行政と市民が一緒に携わっている。今後いろいろな課題解決に向けて行政だけでは対応ができないことから、協働ということで市民のみなさんとまちづくりを取り組んでいくことになるので、条例の策定においても行政が一時的につくったものではなく一緒に作成している。条例は改正できるものにはあるが未来永劫続くものだから、状況の変化もありえるのでたちまちの課題を盛り込むというより、課題解決にむけて行政と市民がいっしょに取り組もうというものである。	
193	自治基本条例は自治基本条例策定委員条例によって作ると決まって作っておられるものだと認識しており、議会を通っていると判断しているが、その場合議会で作るとなっているから作る。という形で、この議論は今この場で答えるのでは無く、その時点で話が進んでいると思うが、その辺の決まった時の内容は如何な感じだったのか。	自治基本条例の必要性は、所謂市長を筆頭として議会・執行部がある訳だが、市の必要であるという判断の下に策定委員なり庁内作業委員も含めて議論を進めているということで、このことは議会には周知しているが、これを作りなさい。あるいは作ってもいいですよ。とかそういった事に対する議会の判断は今現在何も入っていない。最終的にこの原案は、執行部が議会に提案して議会に委ねられる。条例というのはそういうものである。	
194	自治基本条例の策定条例は時限の条例だと思う。作ることが目的となっていると思うが、策定されるまでが条例の効力があるという形だと思いが、作るペースでそもそも動いているという形でよろしいのでしょうか。	委員会は作成までという事で任命をさせていただいている。	
195	条例の項目について連番で1から31までであるが、各章毎に番号をつけられればどうか。連番でつけられた理由が何かあるのか。	委員会において意見交換させていただく前の段階で、担当を分けて条例の骨子にすべき事項を並べた時の番号をそのまま使っているのがこのような形になっている。最終的にご意見いただいたような形もあり得ると思うので全体会のなかで話していきたい。	
196	条例の骨子案、自治基本条例の大きな枠がこういうものかと思うが、真ん中の点線以降は市役所のかで具体的にその中身について作成されるという訳だと思いが、具体的に第4章、区・自治会、自治振興会であるとか更には住民投票までであるが、ここにはあくまで大きな基本について書いてあるが具体的な部分はここに出していない。具体的な部分についてはこれからどんな形で提示されるのか。そのことに関わって、住民投票については、先ほど相当詳しく中身については個別のものでやっていくと具体的に言われたが、そういう部分はどこに出るのか。自治基本条例のなかで自治振興会のことがどのような形で反映されるのか、この大枠だけでは理念だけで具体的なものが無いように思う。流れと併せてどのように作っていくのか。	確かに自治基本条例は、理念・概念の大枠のみが述べてあり当たり前の事が書いてあるだけやないか。というような捕らえ方をされる市民の方も多々おられると思います。実際当たり前の事しか書いていないというのも事実です。ただ、この当たり前の事を書くということにすごく意味があるというふうにも言われています。ご質問がありましたように、これが出来て具体的な事がどこで示されるのか。例えば、第2章の市民参加でいうしくみづくり。新たにこれを基に作られる要綱であったり条例であったり、基本となる概念や理念がこれから必要に応じているんなくみが出来あがってくると考えていただければと思う。具体的に住民投票の話もできておりましたが、地方自治法に定めがあり、皆さんの発議があれば住民投票はできる訳ですが、この条例で執行するものではありません。その都度住民投票条例が定められ執行されますので、改めてここで書くことによって市民の皆様が市政に参加が出来るという事の意識付けになると思っている。住民投票に関しては委員会のなかでも大きな議論があり、基本的にはその都度条例を作りますがこの条例を作ることによって常設にしたかどうかという議論もありました。ここでは住民投票のみを述べて常設条例にしないという結論に至ったことをご報告させていただく。	

No.	意見・感想	市民の声を聴く会当日の対応	骨子素案への反映等の対応
197	自治基本条例策定委員会のなかで今は話をしているということでもいいのか。スライド4枚目にある点線を超えていないということ。		
199	策定委員会を傍聴させていただいた時に、かなり市の庁内作業チームの方が積極的に発言されていたように思う。そもそもこの点線というのは当初から超えているのではないと思う。委員会は条例で20名以内で定められているが、その会議の場は約40名近い人で運営されていたが、各担当課の方たちが各担当課の内容にあわせてかなり議論をされていたように思う。委員の発言に対してかなり市の意見として盛り込んでおられたように私は感じた。私は自治基本条例は反対ではなくむしろ賛成だが、作るための条例まで作って、作っている条例なのでその条例を守らないような形で条例を作るというのは如何かと思う。また、誰がどのような発言をしたか、担当課がどのような発言をしたか、情報公開請求をさせて頂いて担当課発言等を調べたが、情報公開をした時点で議事録には委員としか名前が出ていない。委員A、委員Bでもなく、担当課AでもBでもない。誰が何を発言したか全く判らない状態で市・市民がごちゃまぜの委員会を開いていると知られても仕方がないのではないかと。この先、あの点線を超えた後に何が起きるのか、もう少し具体的に回答頂けると嬉しい。	庁内作業チームの職員は、当初それほどご意見を述べられる事はなく、骨子案について具体的な検討に入った時にだいたい述べられる事が多くなったという印象はある。ただ、それほど自分が所属している課であるとか、組織の意向を汲んで話しておられる印象は私自身受けていない。点線以降の話は何とも言えないが、骨子案そのものが大きく市のなかで変えられるということは策定委員会の存在そのものを否定するような形になりますし、そういうことは無いと考えている。	
200	議事録の請求をしたが、そもそも議事録を請求すること自体が悪であるという形で決めておられる。議事録請求する人間というのは悪意があって、誰が何を言ったか委員を突いてくる可能性があるのでは、そういうことはしません。という形を委員で決められている。議事録に残っていない以上は誰が何を発言したかというのは判らない。それを言うておられるかどうかの正当性も怪しくなってしまう。誰が発言したかというのは発言した本人を守るためと思うが、そういったところを飛ばされて議論を進められているので今解らない状態になっているのではないかと。思う。	確かに誰が何を発言したのか判らない。市民委員が言ったのか庁内作業チームの市の職員が発言したのか区別できないのではないかと仰ると思う。委員会の初めの段階で、議事録をどのような形で作るか。個人名まで入れたものを作るかということ議論したなかで、そこまでやると発言できないことを仰る市民委員が何名かおられ、委員という形で固有名詞は出さないという形になった。確かにご不満の点のご理解ですが、そのような形で現在に至っているという事をお分かり頂きたい。市長が任命した条例の策定委員は14名。職員の肩書きは委員ではなく作業チームとして内部的に任命されており、策定委員会に常に参加させて頂いている。経緯は市民レベルの策定委員会の議論と役所内とのキャッチボールをしていこうと当初考えられ任命されているのですが、そのキャッチボールの場というのを、あえて壁を作って会議のテーブルを分けてということよりも、一緒のテーブルでいいのではないかと。確かに客観的に視ると皆が委員のような発言をしているが、我々作業委員・自治基本条例策定委員というそれぞれの立場で同じテーブルに向かっているとご理解頂きたい。	
201	内容を読んでいてすごく不思議に思うのが、市民目線で見て作っているとは思えないというのがある。どうしても行政目線であると私は感じた。なぜかと思って見て行くと委員のなかで市民策定委員でない方の発言が目立ったように思った。それは点線を超えてからの話で、市役所側の部分であると私は思うし、その辺があるので皆さんから質問が出ているような実情に合っていないかということが出てくるのではないかと。思う。		
202	市民を一括りにする条例になるのではないかと。	表現的には市民という定義でまとめているが、まちづくりに多くの方が関わってほしいという思いから作成されている。市民に関しては義務的な表現ではなく、罰則規定もない。	
203	条例がなかってもすべきことなのは市民に意見を聴き事業をやって行けばよいのでは。	まちづくり全般における方向性を示すものがこれまでなかったことからその必要性があるとして策定に向けて取り組んでいる。	
204	自治振興会ができたことで条例をつくってしまうと条例によってしぼられると、地域で変わった事業をしようとしても自由なまちづくりできなくなるのでは、地域の意見を聴くことが必要	地域の実情に応じてまちづくりをしていく、それが自治振興会だと思っているので、まちづくりの指標的なことがこの骨子素案に記載されている。	
205	市民に任せってしまうということになってしまう、市の指導がもっと必要となってくる、自治振興会や各地域の意見を聞きながら地域の特色を出すことが必要でないか。	まちづくりの一つの手段として自治振興会がある。市民まかせという印象があるのであればご意見として承る。	
206	日本国憲法に書いてあることばかりで、誰も反対しないことばかりである。みなさんの賛同を十分得て作成したということはいわないでほしい。	ご意見としてお聞きする。	
207	市民もそうだが、もっと市議会議員が市民の代表として、よりよい甲賀のためにしっかりしていればこのようなものはいらぬ。		
208	日本国憲法や地方自治法でみんな定まっている。位置づけされていないのが自治振興会だけである。こういう条例は不要である。		
209	甲賀市特有の条例の文言が一つもない、将来のまちづくりの展望をどのようにするか我々が自負できる突出した条例をつくってほしい。	憲法、地方自治法に抵触しないようにしているが、個別の基になる条例がこの自治基本条例である。細かい内容、具体的なことについては他の条例等にそれぞれ記載されている。	

(仮称) 甲賀市自治基本条例 骨子素案

前文

I. 総則

1. まちづくりの基本理念
2. 目指すまちの姿
3. 条例の目的
4. 条例の位置づけ
5. 定義

II. まちづくりの基本原則

6. 市民の権利
7. 市民参加
8. 子ども
9. 学びと教育
10. 多文化共生
11. 安全・安心のまちづくり
12. 情報の共有及び提供

III. 各主体の役割と責務

13. 市民の役割と責務
14. 企業・事業者の役割と責務
15. 議会・議員の役割と責務
16. 市長等の役割と責務

IV. まちづくりを実現する仕組み・制度

17. 区・自治会
18. 自治振興会
19. 協働によるまちづくり
20. 市民活動
21. 住民投票

V. 行政運営・行政評価等

22. 国・県・地域との関係
23. 情報の公開
24. 個人情報保護
25. 行政運営の基本原則
26. 総合計画
27. 財政運営
28. 財産管理
29. 行政評価
30. 説明責任

VI. 条例の実効性の確保

31. 条例の見直し・推進

前 文

0. 前 文

私たちのまち甲賀市は、鈴鹿山脈の山々や数々の清流など、緑と水が織成す豊かな自然と美しい景観に恵まれています。

古琵琶湖層の肥沃な大地は、おいしい米や茶を育て、薬業や窯業等の地場産業を生み、発展させてきました。

歴史をひもとくと、古くには紫香楽宮が置かれ、また近世においては東海道の宿場町が設けられ、多くの人が行き交う交通の要衝として栄えてきた他、城下町等も建設されました。

さらに、中世に活躍した甲賀忍者発祥の地として全国的にも良く知られるほか、この時代には、甲賀郡中惣の輝かしい自治の歴史もあります。

私たちは、先人が長年にわたり培ってきたこうした歴史と文化に誇りを持ち、地域に対する愛情を育み、自らとそして未来ある子ども達のために、地域課題の解決に向けて協力して取り組まなければなりません。

そこで、一人ひとりが郷土愛を持ち、自治の担い手としての自覚を持ってまちづくりに取り組み理想郷を実現していくために、基本理念や基本原則を掲げ、日本国民たる甲賀市民として、ここに崇高なまちづくりの指針となる甲賀市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

1. まちづくりの基本理念

甲賀市のまちづくりは、甲賀市市民憲章に掲げる理念に則り押し進めていきます。

2. 目指すまちの姿

まちづくりの担い手は市民であり、市民自らが輝き続けられるために、次に掲げる甲賀市のあるべき姿を考え、その実現に向けて行動するものとします。

- ① 市民が相互の理解を深め、それぞれの個性や能力を尊重できる差別のないまち
- ② 市民が自然や歴史・文化を理解し、地域の特性を生かしながら、時代

の変化に対応できる活力のあるまち

- ③ 市民が共に生き、お互いに支えあって安心して暮らすことができる福祉のいきとどいた住みよいまち

3. 条例の目的

この条例は、まちづくりの基本原則や、市民、議会、市長等のそれぞれの役割と責務など、甲賀市のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、安心して暮らせる住みよいまちをつくっていくことを目的とします。

4. 条例の位置づけ

- ① この条例は、甲賀市のまちづくりにおけるすべての仕組みや活動の基本となるものです。

5. 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによります。

- ① 市民 市内に居住する人、市内に通勤又は通学する人、市内で事業又は活動を行う個人、企業・事業者又はその他の団体をいいます。
- ② 地域住民 それぞれの地域に居住している人をいいます。
- ③ 市長等 市長及び法律の定めるところにより設けている委員会又は委員の他、職員等の補助機関を含みます。
- ④ まちづくり 2に掲げるまちの姿を実現するために行われるすべての活動をいいます。
- ⑤ 協働 市民、議会及び市長等のうち複数の者が対等な関係のもと、連携・協力することをいいます。

第2章 まちづくりの基本原則

6. 市民の権利

- ① 市民はまちづくりの担い手であり、市政に関する情報を知る権利を持つとともに、市長等をはじめ、さまざまな団体等と協働して、まちづくりに積極的に関わる権利を持っています。
- ② 市民及び市長等は、性、年齢、障がいの有無等にかかわらず、誰もが等しく個人として尊厳と権利が尊重され、障がい児・障がい者も含め、誰もが地域で社会生活を営み安全にかつ安心して暮らしていける社会を実現します。

7. 市民参加

- ① 市民は、それぞれの立場を尊重し合いながら、まちづくりに関心をもって積極的に参加するよう努めます。
- ② 市長等は、まちづくりの担い手である市民が、自ら考え、働きかけ、決定に関われるしくみづくりに努めます。

8. 子ども

子どもは、生きる、守られる、育つ権利を持つとともに、年齢にふさわしい形でまちづくりに参加・参画する権利を保障されます。

9. 学びと教育

- ① 市民は、自らの生活をよりよくし、まちづくりに活かせるよう、生涯にわたり積極的に学ぶことに努めます。
- ② 市民及び市長等は、誰もが生涯にわたり積極的に学べる環境づくりに努めます。
- ③ 市民及び市長等は、社会全体で子どもを育てていくために家庭、学校及び地域の環境を整えることに努めます。

10. 多文化共生

- ① 市長等は、市民が多様な文化とふれあうことができる環境を整えます。
- ② 市民及び市長等は、世界の人々と互いの文化を認めあい、多様な文化が共存できるまちづくりを推進します。

11. 安全・安心のまちづくり

- ① 市民は、安全に安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、常日頃から学習や安全点検、訓練などを通じて安全・安心に関する意識の向上を図るとともに、大規模な自然災害その他あらかじめ予測のできない事態（以下「災害等」という。）への備えを行うよう努めます。また、災害等が発生したときには、自らの安全を確保したのち、市民の協力・連携により対処するよう努めるものとしします。
- ② 市民は、区・自治会等を単位に自主防災組織等を設立するなどにより、地域における安全・安心に関する組織的な活動の促進に努めます。
- ③ 市長等は、市民と協力・連携し、災害等に対応する計画及び情報共有の仕組みを整備し、危機管理に努めなければなりません。また緊急時にはこれらと協働のもと、迅速かつ適切に対応しなければなりません。

1 2. 情報の共有及び提供

- ① 市民、議会及び市長等は、市民参画によるまちづくりを推進するために、まちづくりに関する情報を互いに共有し、提供します。
- ② 議会及び市長等は、保有する情報が、市民共有の財産であることを認識し、適正に管理します。

第3章 各主体の役割と責務

1 3. 市民の役割と責務

- ① 市民は、まちづくりのために自ら考え、積極的に行動するとともに、互いが支え合います。
- ② 市民は、地域社会の一員として社会的規範を守り、互いを尊重し、自らの言動に責任を持ちます。

1 4. 企業・事業者の役割と責務

企業・事業者は、地域社会の一員として、他の市民・市長等と協力・連携し、まちづくりに貢献します。

1 5. 議会、議員の役割と責務

- ① 議会は、市民の声がまちづくりに反映されるように努めるとともに、その過程を市民に明らかにします。
- ② 議員は、甲賀市政を担う者として、夢と将来を見通す力をもって、まちづくりに積極的に取り組むよう努めます。

1 6. 市長等の役割と責務

- ① 市長等は、全体の奉仕者として、公平、誠実かつ効率的に職務を遂行し持続可能な市政運営を推進します。
- ② 市長等は、市政運営の方針を明らかにするとともに、広く市民の意見を聴き適切に反映させます。
- ③ 市長等は、職務の遂行に必要な知識の習得及びまちづくりを推進するために必要な能力の向上に取り組むものとします。
- ④ 市長等は、まちづくりのために積極的に市の魅力を発信します。

第4章 まちづくりを実現する仕組み・制度

17. 区・自治会

- ① 区・自治会は、地域住民を代表する自治組織です。
- ② 地域住民は、互いに協力し、助け合いながら、積極的に区・自治会の諸活動に参加して地域の現状及び課題をみんなで共有し、住みよい地域社会をつくりまします。
- ③ 市長等は、区・自治会を尊重し、互いに協力しあえる関係をつくりまします。

18. 自治振興会

- ① 自治振興会は、概ね小学校区ごとに設けられ、区・自治会等の関係団体との連携のもと、広域的な地域課題の解決を図りながら、住みよい地域社会をつくりまします。
- ② 自治振興会は、その地域に住む、または活動するすべての市民を会員とし、それぞれの自治振興会で策定したまちづくり計画に基づきより多くの人の参画と自由な発想により特色あるまちをつくりまします。
- ③ 市長等は、自治振興会の地域特性や実情に合わせた取り組みに対して必要な支援を行います。

19. 協働によるまちづくり

市民・議会及び市長等は、相互に信頼関係を築き、協働してまちづくりに努めます。

20. 市民活動

- ① 市民は、よりよいまちづくりのための役割を意識し、自主的・自立的な活動に努めます。
- ② 市長等は、市民自らが行う自主的・自立的な活動の積極的な支援に努めます。
- ③ 市民及び市長等は、地域の将来を担う人材の発掘と育成、及びその組織づくりに努めます。

21. 住民投票

市長は、市政に係る重要事項について、必要があると認められる場合には、別に条例を定めることによって、住民投票を実施することができます。

第5章 行政運営・行政評価等

22. 国・県・地域との関係

市長等は、まちづくりを進めていくに当たっては、国・県及び近隣自治体と積極的に協力・連携を図るとともに、国及び県との間に、地方自治の本旨に基づいた適正な関係を築きます。

23. 情報の公開

議会及び市長等は、市政について、市民にわかりやすく公正に提供する責務を全うするため、法令及び別に定める条例により制限される場合を除いて、保有する情報を適正に公開します。

24. 個人情報保護

- ① 議会及び市長等は、基本的人権を守るために保有する個人情報を適正に管理するとともに、取扱いに関しても個人の権利や利益が侵害されることのないように、適切な措置を講じなければなりません。
- ② 市民は、市民による個人情報の取り扱いに関し個人の権利や利益が侵害されることのないよう努めます。

25. 行政運営の基本原則

- ① 市長等は、総合的かつ計画的な視点に立ち、効率的で、公正かつ透明性の高い行政を行うものとします。
- ② 市長等は、その事務を処理するに当たっては、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければなりません。

26. 総合計画

市長等は、議会の議決を経て定められた基本構想及び基本計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営をしなければなりません。

27. 財政運営

市長等は、予算の編成及びその執行に当たっては、中長期的な視点に立ち、健全な財政運営に努めます。

28. 財産管理

市長等は、所管する公有財産について適正に管理し、効果的に活用します。

29. 行政評価

市長等は、市民の意見を取り入れた行政評価を行うとともに、その結果を行政運営に反映させるよう努めます。

30. 説明責任

市長等は、行政運営の情報をその計画から実施・評価に至るまで、市民に対し適時・適切に公表して透明性を高め、説明責任を果たします。

第6章 条例の実効性の確保

31. 条例の見直し・推進

- ① 市長等は、この条例の施行後 4 年を超えない期間ごとに、この条例が甲賀市にふさわしいものか、社会情勢に適合したものかについて、本条例にかかげるまちづくりの基本原則に基づき検討を進めます。
- ② 市長等は前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じます。

ステージ

- 小林委員長
(四日市大学教授)
- 馬場副委員長
(元自治振興委員会委員)
- 廣岡委員
(人権推進課)
- 古谷委員
(観光企画推進室)
- 森島委員
(信楽地域市民センター)

第3部会

第3部会

第2部会

第1部会

第2部会

- 黄瀬委員
(社会福祉協議会副会長)
- 林委員
(下水道課)
- 奥野委員
(こころはなまる代表)
- 呉竹委員
(教育委員会)
- 村上委員
(前区長連合会会長)
- 中島委員
(総務課)
- 増山委員
(土山サッカースポーツ少年団代表)
- 奥山委員
(甲賀大原地域市民センター)
- 藤田委員
(上水道課)
- 今井委員
(鮎河地域市民センター)
- 西村委員
(建設管理課)
- 徳田委員
(危機管理課)

- 田原委員
(教育総務課)
- 澤田委員
(法務室)
- 田中委員
(前人材活性化運営委員)
- 中尾委員
(公共交通推進室)
- 三浦委員
(現総合計画策定審議会委員)
- 太田委員
(総務課)
- 松井委員
(上水道課)
- 大原委員
(更生保護女性会)
- 橋本委員
(教育総務課)
- 寺田委員
(神山いい顔づくり委員会委員)

- 清水委員
(政策推進課)
- 谷委員
(地域コミュニティ推進室)
- 安達委員
(チャイムステーション代表)
- 山川委員
(みなくち自治振興委員会)
- 藤村委員
(学校教育課)
- 袖口委員
(土山地域市民センター)
- 田村委員
(佐山学区自治振興委員)
- 田嶋委員
(監査委員事務局)
- 橋本委員
(宮地区自治振興委員会)

事務局

- 宮治コーディネーター
(あいごろうかボラセン)
- 大平コーディネーター
(あいごろうかボラセン)
- 築島
(地域コミュニティ推進室)
- 吉川室長補佐
(地域コミュニティ推進室)
- 幡野室長
(地域コミュニティ推進室)

傍聴席

出入口